

陸軍省、野戦教範FM7-37

歩兵連隊の 砲兵中隊

陸軍省、1944年3月28日

本書について

第二次世界大戦時の戦術級シミュレーションゲーム
作成のため、資料として訳出したものを私家版として
ここに公開する。

2025/08/01、公開

連絡先

X:@izaemon8

第1章 概要

第1節 編制、武装、装備、および輸送

第2節 戦術的運用

第3節 防護措置

第2章 補給、衛生勤務、および後送

第1節 補給

第2節 衛生勤務および後送

第3章 行軍と宿営

第1節 行軍

第2節 宿営

第4章 攻撃戦闘

第1節 前進行軍と集結区域

第2節 攻撃における運用

第3節 特殊作戦

第5章 防御戦闘

第1節 概要

第2節 防御における運用

第3節 後退行動

第4節 特殊作戦

補則1. 榴弾砲および車両の渡河手段

補則2. 歩兵連隊砲兵中隊の戦術訓練に関する指令

第1章 概要

第1節 編制、武装、装備、および輸送

1. 編制

歩兵連隊の砲兵中隊は、中隊本部と3個の砲兵小隊で構成されている。(図1参照)中隊本部は、指揮班と管理班で構成されている。

注：本書で定義されていない軍事用語の定義については、TM 20-205を参照のこと。

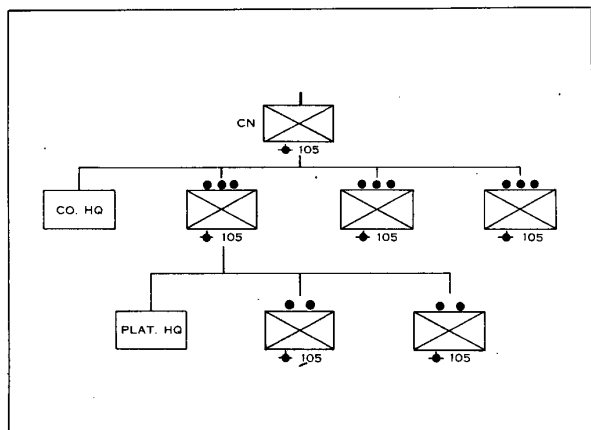


図3 砲兵中隊の編制

a. 指揮班。指揮班は、中隊長（連隊榴弾砲将校）、偵察将校（副指揮官）、先任軍曹、偵察軍曹、通信軍曹、輸送軍曹、無線電話手、自動車整備士、ラッパ手、伝令、トラック運転手（中隊本部の1-1/2トン貨物トラックを運転）、および兵員を含む。中隊長は、戦闘における中隊運用の準備と戦闘中の指揮のために、主に指揮班を運用する。個々の要員の任務は以下の通りである。

(1) (a) 中隊長は、中隊の訓練、規律、統制、管理、および補給に責任を負う。彼はまた、連隊長から受領した命令に従い、その戦術的運用に責任を負う。

(b) 彼は、適時の偵察を通じて、連隊長が中隊の兵器運用計画を策定するのを補佐し、通常、その運用について連隊長に勧告を提出するよう求められる。その後、彼は小隊長に対し、各小隊の運用に必要な命令を発する。

(c) 戦闘中、中隊長は以下の任務も遂行する。

1. 連隊長との連絡を維持し、砲兵中隊の運用に関する状況を報告する。また、運用の変更や配置転換が必要な場合に備え、随時提言できるよう準備する。
2. 砲兵中隊の適切な運用を実現するため、高度な統率力を発揮し、小隊長にも同様の行動を促す。これは、支援する部隊指揮官に適切に助言し、任務が割り当てられていない場合や要請がない場合に、自ら任務を模索し提案することによってなされる。

3. 連隊長の観測所近くに自身の観測所を設置し、自身の指揮下にある小隊を効果的に運用できるようにする。また、中隊の運用変更について、適時に連隊長に提言する。
4. 自身の小隊との連絡を維持する。
5. 新たな陣地、射撃区域、および兵器と車両の移動経路に必要な偵察を実施させる。(11項参照)
6. 連隊の行動計画に従い、兵器の移動を命令し、監督する。
7. 適切な弾薬供給を確保する

(2) 中隊の副指揮官である偵察将校は、中隊に影響を与える戦術的状況を常に把握している。彼の主要な任務は、初期および後続の射撃陣地、目標、そして移動および弾薬補給路の偵察である。彼は偵察軍曹、伝令、その他中隊長が指定する要員によって補佐される。

(3) 先任軍曹は、中隊長の主要な下士官助手である。中隊長の監督の下、彼は中隊指揮所を設置し運営する。彼の任務は、負傷者による補充が必要な場合、管理および補給事項から小隊の実際の指揮まで、戦闘中に大きく変化する。通信軍曹が中隊指揮所を離れて任務を遂行している場合、先任軍曹は中隊通信所の運用、または運用監督を求められることがある。

(4) 偵察軍曹は、中隊長または偵察将校から割り当てられた偵察任務を遂行する。彼は観測所の設置を補佐し、また斥候として行動することもできる。

(5) 通信軍曹は、中隊指揮所における部隊通信所の設置と運営、および中隊全体の通信器材の操作と維持に責任を負う。この任務の遂行にあたり、彼はラッパ手、伝令、その他中隊長が指示する要員によって補佐される。彼は中隊に支給された通信器材の設置、操作、および維持に従事する要員の訓練を担当する。

(6) 輸送軍曹は、中隊の輸送を担当する。彼は中隊の車両の操作と維持を監督する。戦闘中は、補給軍曹を補佐し、連隊弾薬補給所と小隊区域間の弾薬補給に従事する車両の移動を統制する。(21項参照) 彼は車両の偽装と隠蔽を監督し、敵の航空機および機械化攻撃に対する最大限の防御を確保するための措置を講じる。

(7) 無線電話手は、無線機の操作と維持に責任を負う。

(8) 自動車整備士は、輸送軍曹の監督の下、中隊輸送車両の整備を行う。彼は3/4トンの火器運搬車を運転する。

(9) ラッパ手は、信号手、徒歩またはオートバイの伝令、および観測手としての訓練を受けている。彼は中隊本部の1/4トン・トラックの1台を運転する。

(10) 伝令は、徒歩またはオートバイの伝令、観測手、斥候、および中隊指揮所の他の要員の助手として用いられる。それぞれが中隊本部の1/4トン・トラックの1台を運転する。

(11) 兵員は、補充要員および伝令として訓練される。補充要員として配属されるまでは、中隊長の指示に従って運用される。

(12) ラップ手、伝令、自動車整備士、および中隊本部1トン半トラックの運転手は、各自の車両の常時偽装、隠蔽、および運転手による整備に責任を負う。

b. 管理班。管理班は、補給軍曹、給養軍曹、中隊書記、兵器工、料理人2名、料理人助手2名で構成される。管理班の要員は、中隊長が中隊の補給および管理業務を遂行する上で支援するために運用される。彼らの任務は以下の通りである。

(1) 補給軍曹は、食料および水を除く補給品の受領、確認、および配給、ならびに兵器工の活動の監督に責任を負う。彼は中隊長に中隊のニーズを報告する。戦闘中は通常、前線地域で中隊長の補給関連事項を補佐するか、中隊弾薬補給地点で弾薬の補給を監督する。兵器工は通常、車列の宿営地に配置され、補給品の確認と配給を補佐し、兵器の軽微な修理を行い、簡単な木工作業を行う。

(2) 給養軍曹は、中隊に支給される食料と水の受領と確認、食料の食事への分割、食事の準備における料理人および料理人助手の監督、ならびに中隊への食事の準備と配給に責任を負う。前線地域での食事配給時を除き、彼と彼の助手は通常、連隊車列の宿営地において、支援中隊長の直接監督下で作業を行う。

(3) 中隊書記は、中隊の記録を管理する。彼は連隊要員班の一員として、人事将校の指揮下で職務を遂行する。戦闘中、要員班は連隊から分離され、師団または軍団の後方梯隊と共に運用および移動することがある。それ以外の場合、連隊車列の宿営地で活動する。

2. 砲兵小隊の編制

各小隊は指揮班（本部）と2個班で構成される。指揮班は小隊長、小隊軍曹、連絡伍長、測量手、無線電話手、砲兵整備士、弾薬手、伝令、弾薬トラック運転手で構成される。

a. 各班は、班長軍曹、砲手伍長、砲手7名、および牽引車の運転手で構成される。

b. 小隊長は、小隊の訓練、規律、統制、および戦術的運用に責任を負う。小隊が他の部隊に配属されている場合を除き、中隊長から命令を受領する。指揮班の助力を得て、適時の命令と指示により小隊の行動を統制する。通信には、徒歩伝令、車両運転手、電話装置、無線電話、および視覚信号を用いる。小隊に具体的に割り当てられた射撃任務または任務型命令により要求された射撃任務を実行し、小隊の行動を支援部隊の行動と連携させる。

c. 小隊軍曹は小隊の副指揮官である。小隊長が不在の場合に指揮を執り、移動中は小隊の後方要素を指揮する。小隊内の弾薬補給と通信を監督する。小隊が部隊として射撃する場合、彼は射撃陣地での行動を監督し、観測手からの命令伝達を通じて射撃を統制する。

d. 連絡伍長は小隊の連絡係である。彼は小隊と、それが支援する、またはそれに配属されている部隊との間、あるいは小隊と中隊長との間の連絡を維持する。彼はまた、小隊長の偵察を補佐し、測量手の任務を遂行する訓練を受けている。

e. 測量手は小隊の射撃統制器材を担当し、これを作成する。彼は偵察、射撃諸元の作成、目標の搜索、友

軍部隊の進行と安全の監視、および射撃統制において小隊長を補佐する。指示に従って小隊観測所を設置し、連絡任務を補佐する。

f. 無線電話手は小隊の無線電話機を操作し、小隊内の信号器材の維持と操作に責任を負う。彼は小隊長に同行し、中隊長および中隊指揮所との通信を維持する。

g. 砲兵整備士は、使用兵科により実施可能な榴弾砲の整備および役務作業を実施し、これを監督する。彼は通常、弾薬トラックで輸送される工具と予備部品を支給される。

h. 弾薬手は通常、小隊弾薬トラックに留まる。彼は運転手の助力を得て、弾薬を積載および降載する。彼は小隊軍曹が班への弾薬供給を維持するのを補佐する。

i. 伝令は小隊本部に割り当てられた1/4トン・トラックを運転し、主に口頭または書面による伝達に責任を負う。彼は自身の車両の運転手による整備、および停車時の隠蔽と偽装に責任を負う。さらに、彼はしばしば班の斥候として行動し、電話やその他の信号器材を操作し、観測手または連絡係として行動する。また、指示された場合には警戒任務を遂行することもある。

j. トラック運転手は小隊の弾薬トラックとトレーラーを運転し、自身の車両の運転手による整備、隠蔽、および偽装に責任を負う。彼は小隊軍曹および弾薬手が班に弾薬を供給するのを補佐する。

3. 武装

a. 概要、砲兵中隊の武装は、クルー操作兵器と個人携行兵器で構成される。

(1) クルー操作兵器は、105mm榴弾砲、対戦車ロケット砲、および50口径機関銃である。

(2) 個人携行兵器は、カービン銃とライフルである。

b. クルー操作兵器、(1) 105mm榴弾砲：この兵器については、FM 23-105およびTM 9-326を参照のこと。

(2) 2.36インチ対戦車ロケット：

(a) ロケット発射器と高性能爆薬ロケットは、主に戦車やその他の装甲車両に対する近接防御のために提供される。二次目標は、クルー操作兵器、銃眼、トーチカ、および集結した要員である。主要目標に対する効果的な使用を確実にするため、弾薬は節約されなければならない。

(b) ロケット発射器は、中隊本部に1基、各小隊に1基の割合で中隊に支給され、通常は所属輸送車両で運搬される。積載および再積載に必要な支援のため、通常は2名1組のチームで操作される。発射器あたり4名が射撃訓練を受けている。機械的な使用、射撃術、リードの推定、および射撃技術の指導のために訓練用ロケットが提供される。ロケットは伏せ、立ち、座り、または膝立ちの姿勢から発射できる。また、ピット型個人壕およびピット型砲座からも発射できる（図5および6）。（FM 23-30も参照のこと。）

(c) ロケットの最大射程は650ヤードである。移動目標に対しては、300ヤードまでの距離でかなりの精度

を有する。奇襲を達成するため、移動目標に対する射撃は、実行可能な最後の瞬間まで控えられなければならない。

(d) 上位番号の砲手または砲の操作に必要とされない他の要員は、小隊長によってロケットチームに指定される。彼らは通常、機械化攻撃の脅威が差し迫るか、二次目標に対する使用が指示されるまで、主要任務を遂行する。ロケットチームが発射器と弾薬を確保し、指定された陣地へ移動できるよう、適時の警告がなければならない(12項参照)。攻撃および防御戦闘の両方において、装甲車両の侵入経路となる可能性のある場所は偵察され、榴弾砲陣地を占領した後、できるだけ早くロケットチームの射撃陣地が選定され準備されなければならない。ロケットチームの陣地は、榴弾砲を側面および後方からの攻撃から防御する必要性に特に注意して選定されなければならない。

(3) 50口径機関銃HB M2(フレキシブル型)：各小隊の1/4トン・トラックに50口径機関銃が搭載されている。その主要な用途は、小隊輸送車両の対空防御であり、二次的な用途は、そのような輸送車両の地上攻撃からの局地的防御である。すべての要員がこの兵器の射撃訓練を受けている。対空射撃を規定する条件については、13項を参照のこと。

c. 個人携行兵器、(1) カービン銃およびライフル：これらの兵器は、個人、グループ、榴弾砲、および中隊施設の緊急防御および局地的防御のために用いられる。中隊の部隊が露出した陣地で行動している場合、その近接防御のために追加のライフル兵を配置することが不可欠である。

(2) ライフル擲弾：(a) 対戦車ライフル擲弾は、戦車および装甲車両に対して使用される。(FM 23-30参照。)この擲弾は、擲弾発射器を装備した中隊内のライフルおよびカービン銃から発射される。その有効射程である約75ヤード以内において、この高性能爆薬擲弾は既知のすべての軽・中戦車に対して有効である。また、対人擲弾として、最大260ヤードの距離で高角射撃を用いることもできる。補助擲弾筒の使用により、最大380ヤードの射程が可能である。

(b) 偵察軍曹、通信軍曹、ラッパ手、および伝令はそれぞれカービン銃と擲弾発射器で武装しており、自動車整備士とトラック運転手はライフルと擲弾発射器で武装している。班長は、車両が必要ない場合、またはその防御に従事していない場合、トラック運転手を利用して、榴弾砲と乗員を機械化攻撃から防御するのを補佐できる。

(c) 信号弾も擲弾発射器から発射できる。これらの信号は、支援射撃の要請を受諾したり、射撃を中止したり、部隊の位置を識別したり、空地連絡を行う際に特に貴重である。

4. 装備

砲兵中隊の装備については、編成装備表を参照のこと。

5. 輸送

a. 中隊輸送は、中隊に有機的に割り当てられた車両で構成される。これらの車両は、指揮、通信、および整備のために、また牽引車として、ならびに弾薬、装備、および中隊要員の輸送のために使用される。

b. 地形が適切で敵の砲火が許す限り、榴弾砲と弾薬は牽引車によって移動される。敵の有効な砲火によって車両による移動が妨げられる場合、榴弾砲と弾薬は短距離を手動で移動される。トラック運転手のものを除き、個人装備は通常、割り当てられた個人によって携行される。

c. 支援中隊輸送小隊のトラックとトレーラー各1両が、連隊給養・輜重車列の砲兵中隊班として中隊に割り当てられる。

第2節 戦術的運用

6. 特性

砲兵中隊は、戦術的な機動力と火力の柔軟性を特徴としている。機動力は、榴弾砲を長距離にわたって迅速に移動させることを可能にする牽引車の使用によってもたらされる。短距離であれば人力での移動も実用的である。柔軟性は、榴弾砲が直接照準射撃または間接照準射撃に適しており、長距離または短距離の目標と交戦でき、かつ迅速な射撃転換が可能であることによる。これらの能力を適切に活用するためには、十分な観測、慎重な射撃陣地の選定、および効率的な通信システムが不可欠である。

7. 任務

a. 砲兵中隊の概要任務は、連隊に対し近接かつ継続的な火力支援を提供することである。これは、支援部隊との緊密な連絡を維持し、連隊に直接対峙する敵目標に対して、要請に応じて、または小隊もしくは班の観測手の主導により、迅速に火力を投射することで達成される。射撃計画は、連隊内の他の支援火器の計画、および戦闘団砲兵指揮官または直接支援砲兵指揮官の計画と連携される。砲兵中隊の計画または配置に変更があった場合、砲兵指揮官に速やかに通知される。

b. 中隊の兵器は、連隊任務の達成に現時点で最大の脅威を与え、かつ支援砲兵が容易に交戦できない敵部隊および兵器を破壊または無力化するために主に運用される。例外的に、砲兵中隊の部隊は面状目標と交戦することもある。しかし、通常そのような目標に対しては砲兵が運用され、砲兵中隊の部隊は主に点状目標に対して運用される。砲兵中隊の榴弾砲の適切な目標は、自動火器、対戦車砲、迫撃砲、歩兵榴弾砲、部隊集結地、道路閉鎖地点、トーチカ、強力に要塞化された建物、および装甲車両である。(図2参照。)例外的に、中隊は連隊または他の支援部隊の対機械化防御を補完するために運用されることもある。砲兵中隊長は、対機械化防御計画を把握するため、連隊対戦車将校(連隊の対機械化防御に連隊長に対して責任を負

う)と連携する。歩兵榴弾砲の高い弾道と低い砲口初速、および移動する車両の追尾の困難さのため、敵の機械化攻撃中に、一時的に停止した戦車や、前進する戦車を支援する随伴砲を破壊または無力化するために、砲兵部隊が最も効果的に運用される。

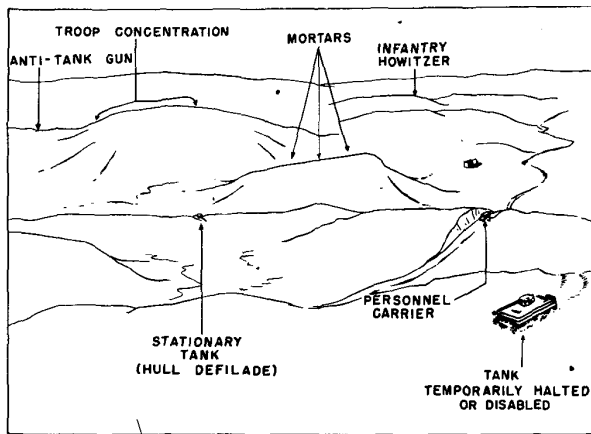


図2 歩兵榴弾砲の適切な目標

c. 歩兵榴弾砲は、主に一時的な目標に対し迅速な行動をとるための好機を捉える兵器である。野戦砲兵に取って代わることを意図するものではなく、必要に応じて連隊の他の重火器の火力を補完することを意図するものである。

8. 連隊長による中隊任務の割り当て

連隊長は砲兵中隊に概要任務を割り当て、連隊の行動区域またはセクター内の初期陣地を指定する。多くの場合、彼は各砲兵小隊に指定された歩兵部隊を支援するよう指示する。例外的に、1つまたは複数の砲兵小隊を歩兵部隊または配属された砲兵部隊に配属するよう指示することもある。彼は戦術的状況の変化に対応するため、砲兵中隊の運用に必要な変更を予測し、計画し、命令する。

9. 中隊長による小隊任務の割り当て

a. 連隊長の命令に従い、中隊長は各小隊にその任務と初期陣地を割り当てる。ただし、小隊が連隊の下位部隊に配属されている場合はこの限りではない。

b. 小隊は、連隊内の特定の部隊に近接支援を提供するよう指示されることがある。この場合、通常、射撃区域や目標地域は割り当てられない。しかし、2個小隊が同じ部隊に近接支援を提供する任務を割り当てられた場合、中隊長は通常、各小隊の責任を明確にする。

c. 1つまたは複数の小隊は、連隊全体の行動を支援するよう指示されることがある。そのような場合、中隊長は通常、支援射撃において優先順位を受ける連隊の部隊、または射撃区域（もしくは目標地域）を指定する。中隊長は状況の変化に応じてこの優先順位を変更したり、時々具体的な目標を指示したりすることもある。

d. 目標に対する射撃の準備と実際の実施に関連する詳細な射撃統制は、通常、小隊長または班長によって行われる。

10. 中隊長の命令

a. 可能な限り、中隊長は小隊長に対して、または各小隊長に個別に、命令中で言及される地形を指し示せる場所で直接命令を発するべきである。しばしば、命令は断片的な形式で発令される。

b. 連隊の行動区域またはセクターは通常広大な地域をカバーするため、中隊長がすべての小隊を集中管理し続けることは稀である。ほとんどの状況において、連隊の特定部隊に近接支援を提供する小隊、そして一部の状況では連隊全体の行動を支援する小隊に対して、任務型命令が発令される。

c. 任務型命令は、下位部隊に明確な任務を割り当てるが、実行の詳細の一部またはすべては部隊長の判断に委ねられる。任務型命令を発令することにより、中隊長は小隊長への指揮権を分散させる。しかし、中隊長がそのような命令を発令した場合でも、以下の詳細の一部またはすべてを規定することにより、小隊長の行動の自由を制限することができる。

- (1) 開放射撃の最も早い時間または条件。
- (2) 弾薬消費の制限。
- (3) 移動を行うべき条件。
- (4) 小隊が移動すべき陣地。

11. 偵察

a. 概要、戦闘投入前および投入後の偵察は、中隊長と小隊長の責任である。これは適時、慎重に計画され、行動を通じて継続的かつ漸進的である必要があり、遮蔽と隠蔽を最大限に活用するように実施されるべきである。

b. 偵察の開始、連隊の野戦命令を受領した際、または連隊長の事前指示に基づき、中隊長は砲兵中隊に影響する命令または指示の全部分を分析する。協力および火力支援の詳細について、他の適切な将校と簡潔に協議する。偵察を計画し、中隊の準備移動または配置に関する初期指示を発令する。そして、副指揮官または上級小隊長に自身の偵察経路、および下級者が中隊野戦命令を受領するために集結する場所と時間を（そのような集結が実行可能であれば）通知する。小隊長は中隊命令を受領した際、または部隊に配属されている場合は部隊長の命令を受領した際に同様の措置を講じる。

c. 地形の調査、砲兵中隊の要員によって実施される偵察には、観測所の場所、初期および後続の陣地、主要、補助、代替の榴弾砲陣地およびそこへの経路、目標の場所または目標が出現する可能性のある地域、他の支援部隊の要素、近くの友軍部隊および施設の場所、指揮所、通信経路、初期および後続の弾薬補給地点の地形調査が含まれる。

第3節 防護措置

12. 警戒システム

a. 概要、連隊の対空・対機械化警戒システムは、情報システムと信号通信システムの両方を含み、これらは敵の航空、装甲、および自動車化部隊の存在と行動に関する早期かつ継続的な情報を確保するために連携されている。(FM 7-40参照)

b. 連隊対空・対機械化警戒システム、(1) 連隊S-2は、連隊警戒システムの確立と監督、および支援砲兵の観測システム、隣接部隊および上級部隊の警戒システムとの連携に責任を負う。

(2) 連隊警戒システムには、連隊の指揮下で行動するすべての偵察および警戒分遣隊、連隊内のすべての観測施設、および警報を発する手段を備えた対空・対戦車監視員が含まれる。システム内のすべての部隊は、利用可能な最も迅速な手段で航空および機械化の脅威を直ちに報告する。すべての警告メッセージは緊急と分類される。

c. 地域警戒システム、航空部隊および自動車偵察部隊は、通常、連隊付近の敵戦車の存在を最初に警告する。しかし、砲兵中隊長は、中隊内で効果的な地域警戒システムが常に機能していることを確認する責任がある。彼は、各班に、対空・対戦車監視員が配置され、連隊警戒システムおよびそれらの監視員から受けた警告が、中隊のすべての部隊に速やかに伝達されることを確実にする。

d. 警戒信号、敵航空機または機械化車両の接近または存在を警告するため、以下の標準警告信号が定められている。笛、車両の警笛、サイレン、またはクラクションの3回の長い吹鳴を数回繰り返し、またはライフル、カービン銃、または拳銃による等間隔の3発の射撃、または自動火器による3回の短い連射。日中は、信号を発する者が指さしで差し迫った危険の方向を示す。夜間は、警報信号は方向を示す声によって補完される。標準信号に加えて、無線や信号弾など、他の利用可能な手段も使用できる。

13. 航空攻撃時の行動

a. 上級司令部が戦闘航空隊による攻勢行動を通じて講じる警戒措置の有効性にかかわらず、全部隊は航空攻撃および偵察の可能性を考慮し、適切な警戒措置を講じなければならない。受動的措置には、分散、隠蔽、および偽装が含まれる。能動的措置は、攻撃してくる航空機への射撃から構成される。

b. 敵であると明確に認識または確実に識別されない限り、あるいは爆弾や銃砲で攻撃されない限り、いかなる航空機に対しても射撃してはならない。発見を防ぐため、可能な限り隠蔽と偽装を使用する。隠蔽が達成されたと判断される場合、接近する敵航空機にはいかなる兵器も発射してはならない。

c. (1) 行軍中、敵の航空攻撃の警告を受けた場合、牽引車およびその他の車両は道路外に移動する。地形と時間が許す限り、想定される着弾区域を避けるのに十分な距離まで道路外に移動する。利用可能なあらゆる隠蔽と隠蔽を最大限に活用する。50口径機関銃の乗員に指定された者を除き、全要員は降車して隠蔽をと

るが、攻撃が通過次第、移動を再開できるよう車両の近くに留まる。

(2) その他の状況において、航空攻撃の警告を受けた場合、砲兵中隊の要員は分散して隠蔽をとる。

(3) 50口径機関銃およびライフルとカービン銃で武装した者は、航空機が有効射程内に入り次第、中隊長または責任ある部隊長の命令または事前に定められた信号によってのみ、攻撃してくる航空機に発砲する。

14. 機械化攻撃に対する近接防御

砲兵中隊の各部隊は、榴弾砲の射撃と、この目的のために用意された対戦車ライフル擲弾およびロケットの使用により、機械化攻撃に対する防御を常に準備しておく必要がある。もし戦車が榴弾砲陣地から300ヤード以内に接近することに成功した場合、榴弾砲の操作・整備に従事していない要員、または随伴歩兵に対する射撃に従事していない要員は、ロケットおよび個人携行兵器を戦車に対して使用する。開放されたドアや砲塔は、視察孔や潜望鏡と同様に、小火器の射撃に対して特に好都合な目標となる。もし戦車が接近し、そのような行動が正当化されるほど十分に近づいた場合、焼夷手榴弾、対戦車爆弾、および発煙手榴弾が使用されることがある。戦車の踏みつけを避けるために隠蔽を余儀なくされた要員は、戦車が通過し次第射撃陣地に戻り、これらの車両または他の接近する戦車や随伴歩兵に対する射撃を継続する。

15. 個人の防御

a. 移動中も停止中も、利用可能な隠蔽と隠蔽を最大限に活用すべきである。

b. 部隊が戦闘地域で停止した場合、個人防御は求められ、改善されるか、あるいは掘削される。停止が短時間と予想される場合、部隊は地形が提供する自然の防御を活用する。停止がより長期間と予想される場合、例えば集結区域での停止などでは、個人壕が掘られる。個人壕の構築においては、自然の隠蔽と隠蔽が最大限に活用される。

16. 砲座

榴弾砲およびロケット発射器の砲座は、時間が許す限り掘削され、隠蔽される。

a. 榴弾砲、榴弾砲の砲座(図3)は、胸壁を備えた円形の壕であり、全周射撃を可能にする。兵器を砲座に出し入れするための傾斜路は後方に掘られる。1つ以上の弾薬掩蔽壕は、地表爆発に対して安全な深さまで、壕の前壁に掘られる。砲員の個人壕は、砲座のすぐ近くに掘られる。円形砲座は、急造の浅い砲壕から発展させることができ、その際、掘削土は前面胸壁としてのみ盛り上げられる(図4)。

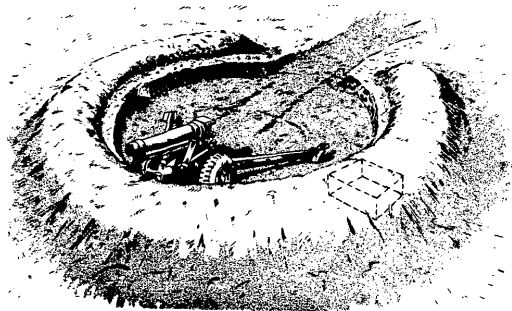


図3 榴弾砲の円形砲座、この壕は直径19フィート、深さ2フィートである。この図およびこれに続く砲座の図では、分かりやすさのため偽装網は省略されている。

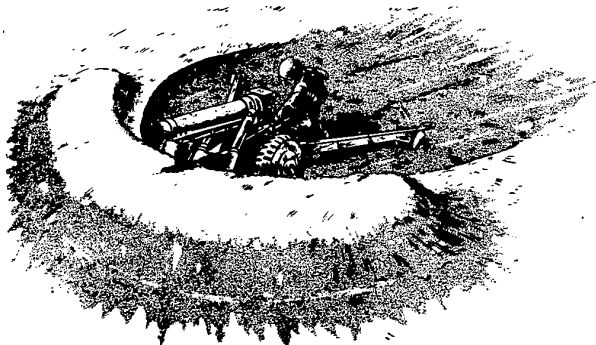
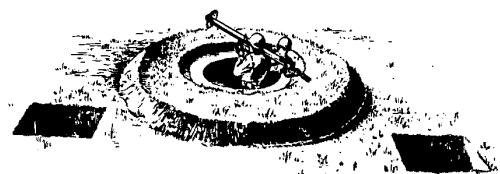


図4 榴弾砲の円形砲座の構築例

b. ロケット発射器。ロケット発射器の砲座には、ピット個人壕型とピット型の2種類がある。

(1) ピット個人壕型 (図5)。この砲座は、直径3フィート、深さ約3フィート半の円形壕で、胸壁を備えている。2名で入るのに十分な大きさであり、ロケット砲手が兵器を左右に旋回させる際に、補助ロケット砲手が発射時に兵器の後方に位置しないように回転できる。その深さは、ロケット発射器が最大仰角でどの方向を向いても、後端が胸壁から離れるようになっており、ロケットの爆風が砲座内に偏向して居住者を火傷させることがないようにしている。堅固な土壌以外では、この要件を満たすには浅すぎる砲座では、戦車の踏みつけから防御することができない。そのような場合は、ロケット砲手と補助ロケット砲手のために近くに個人壕が掘られる。ロケット発射器の対戦車任務は、敵戦車に対して最後の瞬間まで行動を継続する必要があるため、これらの個人壕は、戦車が砲座を乗り越えようとする際の最終手段としてのみ使用される。



PERSPECTIVE VIEW

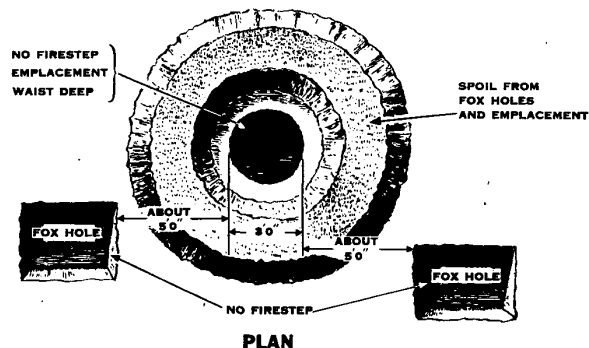


図5 ロケット発射器のピット個人壕型砲座

(2) ピット型 (図6)。堅固な土壌の場合、ピット個人壕型砲座の壕を直径3フィートから4フィートに拡大し、さらに中央に深さ2フィート、直径2フィートの円形壕を掘ることができる。これにより、幅1フィート、地表から約3フィート半下の円形射撃段が形成される。戦車が陣地を突破しそうになった際、ロケット砲手と補助ロケット砲手は、ロケット発射器と共に低い壕内で身をかがめる。戦車が通過し次第、ロケット発射器は速やかに射撃を再開する。

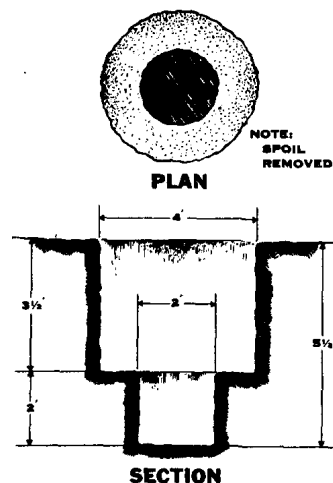




図6 ロケット発射器のピット型砲座

17. 隠蔽と偽装

a. 隠蔽と偽装は、防御陣地構築において最も重要である。航空観測からの隠蔽対策は、最初から計画し、継続的に維持する必要がある。掘削する区域と、胸壁を形成するために掘削土を積み上げる区域の両方から、芝、切り株、落ち葉、または森林腐葉土を慎重に取り除き、脇に置いて、砲座が最終的に完成した際に掘削土の上に元通りに戻す。

b. 榴弾砲砲座の掘削作業中に発見されるのを防ぐため、掘削作業を開始する前に、装飾された偽装網を杭や木から吊るすべきである。掘削は偽装網の下区域に限定する。偽装網は、作業員が器材や塹壕掘り具が網に引っかかることなく砲座を掘削できるよう、地面から十分な高さに吊るす。掘削が完了し、掘削土が芝やその他の自然の偽装資材で覆われた後、網は地上近くまで降ろして、地上からの観測で目立たないようにすべきである。網は、兵器が発砲されていない間も砲座を隠蔽するために所定の位置に維持される。射撃を妨げないように、行動中に網を上げるか引き出す手配をする必要がある。

c. 要員、兵器、および装備は、敵から隠蔽したり、その真の性質について敵を誤解させたりするのに役立つ場合、常に偽装される。

第2章 補給、衛生勤務、および後送

第1節 補給

18. 責任

補給は指揮官の責任であり、委任することはできない。中隊は管理機能を担う基本単位である。中隊長は、最初の補給と、以下に示される場合を除き、中隊および配属されたすべての部隊への全種類の補給品の補充に責任を負う。連隊補給将校が中隊の要求を満たすためにタイムリーに補給品を配布できるよう、請求は十分な余裕をもって事前を送付されなければならない。

19. 手段

a. 補給を実施するため、中隊長は補給軍曹、輸送軍曹、給養軍曹、兵器工、および彼が指定するその他の要員の支援を受ける。(1項参照)

b. 中隊の補給のための輸送は、中隊所属車両以外の場合、連隊車列によって提供される。

20. クラスI、II、III、およびIV補給

a. 定義と方法。クラスI、II、III、およびIV補給に関する定義と方法については、FM 7-30を参照のこと。

b. 中隊の遠隔部隊への給食。中隊の部隊が中隊給養場所からかなりの距離で運用されている場合、彼らが自らの中隊によって給食を受けることは非現実的であることが多い。このような場合、彼らは配属されている部隊、または配属されていない場合は、近くの支援部隊や他の部隊によって給食を受ける。いずれの場合も、砲兵中隊長は、綿密な計画と連隊S-4および適切な指揮官との連携により、要員が適切かつ時間通りに給食を受けられるようにする。時間不足やその他の理由により、事前にそのような措置を確立することが非現実的である場合、他の部隊に配属されている、または支援している砲兵中隊の各部隊の長は、自らこれらの部隊の指揮官と連絡を取り、要員が給食を受けられるようにする。

21. クラスV補給

a. 概要、(1) クラスV補給品には、すべての種類の弾薬、対戦車地雷、化学剤、対戦車ロケット、手榴弾、および信号弾が含まれる。

(2) 砲兵中隊が戦闘を開始するのに十分な榴弾砲弾薬は、各榴弾砲の牽引車および小隊弾薬車両に積載される。中隊内の他の兵器用の弾薬は、各兵士、牽引車、および小隊・中隊本部車両によって運搬される。

b. 攻撃戦闘中の補充、(1) 行軍中、小隊車両は通常、連隊長の指示に従い、連隊自動車縦隊と共に中隊長の指揮下で移動する。戦闘が差し迫った場合、これらの車両は小隊に解放される。戦闘中、小隊弾薬車両は通常、小隊の指揮下に留まり、弾薬の再補給に従事している場合、または中隊長が指揮を再掌握した場合

を除き、地形が許す限り射撃陣地に近接した小隊陣地地域に留まる。班の牽引車は、小隊弾薬トラックから、または小隊もしくは班の射撃陣地付近に設けられた小隊予備弾薬から補充される。小隊弾薬トラックが空になった場合、トレーラー（弾薬満載）は小隊陣地地域に保持され、空になったトラックは小隊長によって中隊弾薬補給地点に派遣される。

(2) 状況が許す場合、小隊の1/4トン・トラックは班への補給品の補充に利用できる。このトラックは、短距離であれば弾薬トレーラーを牽引するためにも使用できる。

(3) 中隊長は、最初の補給および中隊への弾薬の再補給に責任を負う。ただし、小隊が連隊とは独立して作戦する部隊に配属されている場合は、その部隊の指揮官が責任を負う。彼は中隊内の弾薬補給状況に関する正確な情報を継続的に確保するため、弾薬消費の記録を維持する。彼は中隊弾薬補給地点を選定し、開設する。（下記gを参照）彼はまた、いつでも小隊弾薬車両の指揮を掌握できる。小隊が緊急の弾薬要求に直面している場合、または弾薬車両を喪失した場合、中隊長は弾薬の要求が少ない別の小隊から、そのような小隊に弾薬を回すことができる。

(4) 空になった小隊弾薬車両が中隊弾薬補給地点に報告すると、それは連隊弾薬補給地点へ誘導または送られる。（図7参照）この地点で弾薬は、事前に集積された予備弾薬から車両を補充するか、空になった車両を満載の車両と交換することによって補充される。連隊弾薬補給地点で弾薬が利用できない場合、空になった車両は連隊の指揮下で軍弾薬補給地点に誘導され、補充され、連隊弾薬補給地点に戻され、そこから派遣された小隊にその積載量の全部または一部と共に解放される。

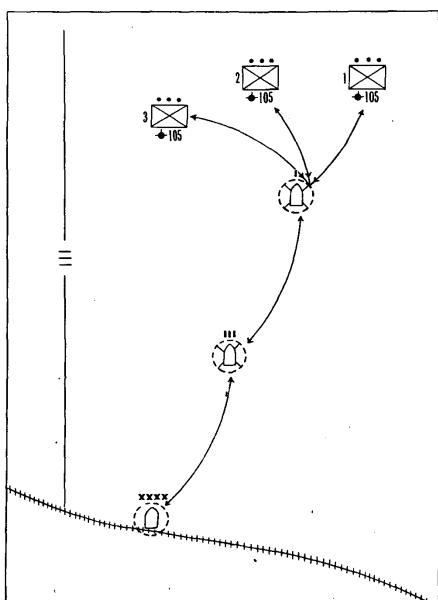


図7 弾薬補給（模式図）、小隊弾薬車両は、中隊弾薬補給地点を経由して連隊弾薬補給地点へ送られる。そこで弾薬が再補充されるか、満載の車両と交換されるか、あるいは軍弾薬補給地点へ補充のために派遣される。

(5) 連隊長は、砲兵中隊の各小隊への補充に十分な榴弾砲弾薬を、連隊弾薬補給地点で利用可能にする責任を負う。この弾薬の調達は、利用可能な連隊車列車両および砲兵小隊弾薬車両を用いて行われる。

(6) 砲兵中隊の弾薬補給に関わるトン数は非常に大きいため、必要量を予測しなければならない。連隊が戦闘態勢に入ると、弾薬将校は砲兵中隊長の勧告に基づき、砲兵中隊の小隊に放出する弾薬の予備を確立するために必要な措置を講じる。積載済みの車両が連隊弾薬補給地点で利用可能な場合、空の小隊車両が報告した小隊へ派遣される。連隊が軍弾薬補給地点から榴弾砲弾薬を輸送するために、砲兵小隊に割り当てられた車両以外の車両を使用する場合、これらの車両は通常、積み替えを避けるため、積載物が配布されるまで砲兵中隊長に引き渡される。

(7) 小隊が連隊とは独立して作戦する大隊に配属されている場合、空になった弾薬車両は、補給に最も都合の良い大隊弾薬補給地点または砲兵中隊弾薬補給地点へ補充のために派遣される。

c. 防御作戦中の補充、(1) 防御においては、小隊弾薬車両は、榴弾砲の射撃陣地に近接し、容易に接近可能な、隠蔽され遮蔽された場所に、小規模に分散された班または小隊弾薬予備を構築するために運用される。

(2) 弾薬が置かれた後、小隊弾薬車両は中隊長の指揮下に戻され、その時点で補充のために連隊弾薬補給地点へ派遣される。いかなる作戦の開始時においても、連隊が榴弾砲弾薬の補充を準備できていることは稀であるため、これらの車両は通常、連隊の指揮下で軍弾薬補給地点へ派遣される。連隊弾薬補給地点に戻った際、それらは中隊長の指揮下に解放される。必要な往復回数は、陣地に配置される弾薬量によって決定される。必要な弾薬量が陣地に配置された後、小隊弾薬車両は補充され、連隊車列宿营地へ誘導または送られる。これらの車両に積載された弾薬は、その後、連隊の機動弾薬予備の一部を構成する。

d. 急速な状況における補充。前衛部隊や追撃戦のような急速な前方移動の場合、弾薬補給システムは攻撃時と類似している。軍の弾薬補給地点からの距離が非常に大きく補充が困難な場合、必要量が決定され、追加の弾薬と輸送手段が上級司令部から確保される。

e. 後退行動における補充。後退行動中、計画された行動に十分な量の弾薬が各部隊に保持される。再補給は、連隊の弾薬輸送車両を後方陣地の小隊に放出することによって、または上級司令部によって後方陣地やその途中に予備が設置されることによって行われる。連隊長は、そのような予備の位置について中隊長に情報を提供する。

f. 記録と報告、(1) 榴弾砲弾薬の消費および受領に関する正確な記録は、常に以下の者によって維持される。

- (a) 班長
- (b) 小隊長の監督下にある小隊軍曹
- (c) 中隊長の監督下にある補給軍曹

(2) 小隊長は中隊長に日報を提出する。中隊長は連隊長に日々の弾薬報告を行う。

g. 中隊弾薬補給地点、(1) 中隊弾薬補給地点は中隊長によって選定され、開設される。中隊通信網を活用するため、中隊指揮所の近くに配置されることもある。中隊弾薬補給地点へ向かう、またはそこから出発する車両は、中隊指揮所の近くを通過しないように経路が定められる。中隊弾薬補給地点の望ましい特性は以下の通りである。

(a) 遮蔽された経路が各小隊に分岐する地点、またはその後方に位置すること。

(b) 後方への自動車移動が容易であること。

(c) 空中および地上からの観測から隠蔽されていること。

(d) 敵の低伸弾道射撃からの遮蔽があること。

(e) 昼夜を問わず敵による識別が困難であること。

(f) 友軍が容易に識別できること。

(2) 中隊弾薬補給地点は、補給軍曹または中隊長が指定する他の要員によって運営される。

第2節 衛生勤務および後送

22. 連隊衛生分遣隊

連隊衛生分遣隊の編制と任務については、編成装備表およびFM 7-30を参照のこと。

23. 救護所

a. 砲兵中隊の各部隊は、活動している大隊の区域内にある救護所を利用する。大隊区域内で活動していない場合は、連隊または最寄りの大隊救護所を利用する。

b. 作戦開始時、砲兵中隊長は連隊軍医と連絡を取り、中隊の各部隊がどの救護所を利用するかについて明確な理解を得るようにする。その後、中隊長は、各部隊の位置変更があった場合、その旨を軍医に伝え続ける。なぜなら、そのような変更は、彼らが利用すべき救護所の指定に相応の変更を必要とする可能性があるためである。

24. 中隊衛生兵と担架兵

a. 中隊衛生兵、砲兵中隊に配属される3名の医務部下士官は、中隊衛生兵として知られている。彼らは中隊が行軍中、宿営中、戦闘中に中隊に配属され、さらに中隊の小隊に配属されることもある。これらの各員は、包帯、被覆材、止血帯などの医療用具を収納したポーチを2つ携行している。彼らの任務は以下の通りである。

(1) 必要に応じて応急処置を施すこと。

(2) 砲兵中隊との連絡を維持すること。

(3) 歩行可能な負傷者および患者に、大隊または連隊救護所への経路と正確な位置を知らせること。

(4) 担架兵と歩行可能な負傷者によって救護所に情報を送ること。この情報には、砲兵中隊の各部隊の位置、およびそれらの部隊が占拠する地域における負傷者の概数と位置が含まれる。

(5) 重傷者全員を進攻軸沿いの遮蔽された場所に配置すること。

b. 担架兵、負傷した要員の担架による後送を希望する砲兵部隊の指揮官は、適切な救護所と連絡を取り、そのような後送を要請する。

25. 命令

砲兵中隊の命令には、負傷者が後送されるべき救護所の指定と位置が含まれる。中隊の全要員はこれらの指定と位置を知らされる。作戦中に、中隊のいかなる部隊の負傷者も当初発表されたものとは異なる救護所へ後送されることになった場合、または避難システムにその他の変更が加えられることになった場合、中隊長は必要な追加指示を発令する。

26. 衛生

砲兵中隊長は、自身の中隊および中隊が占拠する区域内の衛生に責任を負う。彼はまた、下士官を含む最低2名の兵員で構成される対マラリア分遣隊の編成にも責任を負う。この分遣隊は非医療要員で構成され、陸軍省指令に概説されているとおりに訓練され、機能する。医務部要員は、衛生およびマラリア対策の技術的側面における助言者として行動する。

第3章 行軍と宿営

第1節 行軍

27. 隊列行軍

隊列行軍において、砲兵中隊は、警戒任務中の分遣隊を除き、通常、連隊自動車縦隊の前方に行軍する。中隊長は、偵察軍曹、通信軍曹、無線電話手、および伝令と共に、通常、連隊指揮班に同行する。偵察将校（副指揮官）が中隊（分遣隊を除く）の行軍を指揮する。中隊長と偵察将校の間は、無線電話または車両伝令によって連絡が維持される。

28. 前衛部隊

a. 砲兵中隊の各部隊は、連隊前衛部隊に配属されることがある。（FM 7-20参照。）通常、1個大隊で構成される前衛部隊には、1個砲兵小隊を超える部隊は配属されない。行軍中、小隊長は、連絡伍長、無線電話手、および伝令と共に、通常、前衛部隊指揮官に同行する。彼は、射撃陣地、観測所、およびそこへの経路の選定のための継続的な偵察に責任を負う。彼はしばしば、中隊指揮班からの分遣隊（偵察軍曹と1名以上の伝令）によってこの偵察を補佐される。この分遣隊は、各班を連続する陣地へ誘導するためにも使用される。さらに、中隊長は通常、偵察および小隊の射撃統制を支援するため、小隊長に追加の輸送および通信設備（特に無線電話）を提供する。

b. 小隊は、前衛部隊の後方と主力の先頭との間の間隔で、跳躍的に前進する。その移動は小隊軍曹によって監督され、彼は無線電話または車両伝令によって小隊長との連絡を維持する。

c. 前衛部隊が榴弾砲の使用を正当化するに十分な強度と思われる敵抵抗に遭遇し次第、小隊長は小隊に選定された射撃陣地を占領するよう指示する。偵察分遣隊の隊員の誘導により、小隊は陣地へ移動し、必要な射撃任務を実行する

29. 側面援護

a. 歩兵大隊からなる側面援護は、通常、砲兵小隊が配属される最小の部隊である。

b. 側面援護に配属された砲兵小隊は、側面援護任務の達成において近接支援を提供する準備を整え、連続する射撃陣地へ躍進して移動する。

30. 後衛

a. 前進部隊の一部として。中隊の各部隊は、通常、前進部隊の後衛を増強するために運用されることはない。

b. 後退部隊の一部として。(1) 砲兵中隊の各部隊は、後退部隊の後衛を増強するのに非常に適している。（FM 7-20参照。）後衛の兵力と編制に応じて、1つまたは複数の砲兵小隊がそこに配属されることがある。

(2) 榴弾砲は、長距離射撃を可能にし、後退のための遮蔽された経路を提供する陣地から運用される。後衛に配属された砲兵中隊の各部隊の主要任務は、敵の追撃を遅らせることである。射撃は長距離で開始され、しばしば道路閉鎖やその他の障害物を援護するために使用される。連続する陣地への後退は、後衛指揮官からの指示に従って行われる。後退の時期は、まず主力の後退速度、次に敵部隊の行軍速度に基づいて決定される。主力が十分に迅速に後退してこれを可能にする限り、近接戦闘は回避される。

第2節 宿営

31. 宿営

a. 連隊長は中隊の宿営区域を割り当てる。中隊長は、さらにその区域の一部を各小隊に配分し、指揮班の位置を指定する。宿営における対空警戒の主要な依存は、隠蔽と個人防御のための個人壕の掘削に置かれる。地形が提供するあらゆる自然の防御が活用される。

b. 中隊の各部隊は、連隊長によって設置された宿営前哨に配属されることがある。砲兵中隊は、前哨に配属された部隊を除き、効果的な防御射撃を可能にし、宿営区域の対戦車防御を補完できるように配置される。

は通常、支援部隊の行動区域内のどの部分にも射撃を投射できるような、遮蔽された射撃陣地に配置される。

b. 攻撃するライフル部隊への継続的な近接支援を確保するため、小隊長は攻撃の進捗状況に応じて、自身の小隊の前方移動を準備する。中隊長が移動を命令することもあるし、この決定を小隊長に委任することもある。いずれの場合も、小隊長は、支援部隊の進捗状況を常に観測し、中隊長との緊密な連絡を維持し、小隊長自身または小隊もしくは中隊指揮班から指定された要員によって前方偵察を実行することにより、小隊の適時な移動を事前に計画する。小隊ごとの移動が通常である。

c. 攻撃中、中隊長は、戦闘任務により別の場所に滞在する必要がある場合を除き、連隊長と共に留まる。そのような不在時には、彼は自身の偵察将校または指揮班の他の利用可能な隊員を指名し、連隊長および戦闘団または直接支援砲兵指揮官との連絡を維持させる。同様に、小隊長は、自身の小隊が支援している、または配属されている部隊の指揮官および砲兵連絡将校、あるいは小隊が連隊全体を支援している場合は砲兵中隊長と連絡を維持する。このような連絡は、小隊長自身が行うか、または連絡伍長にこの任務を指示することによって維持される。

d. 攻撃の進捗中、砲兵部隊は、支援部隊からの要請に応じて、または砲兵観測員の主導により、適切な目標と交戦する。

第3節 特殊作戦

38. 森林における攻撃

a. 森林の縁に対する攻撃の初期段階は、37項で述べたものと同様です。榴弾砲の火力は、森林の近接縁および側面縁に位置する敵の支援火器に対して投射されます。特に、森林外の陣地に位置し、攻撃部隊に対して側面射撃を行える敵の自動火器の破壊または無力化に注意が払われる。

b. 森林内における砲兵中隊の榴弾砲の効果的な運用は、以下の要因によって制限される。方向維持、連絡、統制の困難さ。射界が狭く遮蔽物が多いこと。車両移動に適した経路の不足。適切な観測地点の不足。友軍部隊を危険に晒さずに目標に射撃修正を行うことの困難さ。弾薬補給の困難さ。そして、榴弾砲が迂回してきた敵地上部隊に対して脆弱であること。

c. 榴弾砲の適切な砲口クリアランスを確保する連続した射撃陣地を見つけるために、あらゆる努力が払われるべきである。そのような陣地は、既存の開けた場所の縁を見つけることができる一方、時には射撃を投射できる開口部を切り開く必要があるかもしれない。また、時には榴弾砲の行動は、開けた場所を横切る、または道路や小道に沿って、好機目標に対する直接射撃の投射に制限されることもある。

d. 森林を通過して前進する間、砲兵中隊の各部隊は、統制を容易にし、ライフル部隊による砲兵部隊の

局地的防御を確保するために、指定された歩兵部隊に配属されることがある。

e. 森林からの脱出と攻撃の継続は、他の開けた地形での攻撃と概率的に同じように実施される。森林の縁は敵砲兵にとって有利な目標であるため、砲兵中隊の榴弾砲は可能な限り森林の奥深くへ砲座を設置し、戦術的状況が許す限り、迅速に森林外の新しい陣地へ移動すべきである。

39. 市街地攻撃

a. 市街地攻撃において、歩兵連隊の支援火器の大部分は通常、大隊に配属されるでしょう。（FM 31-50参照。）その決定要因は、そのような配属によって統制と近接支援が最も良く得られるかどうかである。配属された火器には、近接ライフル防御が提供されるように措置を講じなければならない。

b. 市街地縁への攻撃中および市街地からの脱出中における砲兵中隊の運用は、森林における攻撃およびそこからの脱出について述べたものと同様である。

c. 市街地へ前進する間、榴弾砲の射撃は市街地縁に対して行われ、特に側面射撃を可能にする陣地を占拠する敵の自動火器に注意が払われる。また、市街地内の敵防御の予め定められた主要地点にも集中射撃が加えられ、それによって敵の支援火器や砲座を無力化または破壊し、敵部隊を個人壕やその他の掩蔽壕へ追いやる。榴弾砲は、敵予備部隊による包囲反撃に対する防御のため、攻撃部隊の側面にも射撃を投射できるよう準備される。射撃は、事前に取り決められた信号やその他の通信手段によって停止される。砲兵部隊は、友軍の先頭部隊への近接支援を継続するため、迅速に移動する。

d. 市街地内では、敵の火力の無力化が最重要である。市街地での戦闘における部隊間の近接性のため、近接火力支援の多くは、歩兵砲による直接射撃によって提供される。そのような近接支援を提供する榴弾砲は、陣地に設置された自動火器、強力に要塞化された建物、および停止またはゆっくりと移動する装甲車両を破壊または無力化するために射撃を行う。また、遠くの建物に遮蔽された目標に対して高弾道射撃を用いることもある。低いシルエットのため、榴弾砲は部分的に破壊された建物の壁や瓦礫の山によって提供される遮蔽を利用できる。射界と観測は、道路沿いや公園や広場のような開けた場所を横切って得られる。観測は、建物の高層階や屋根からも得られることがある。統制と近接支援の提供は、市街地の縁への攻撃前に大隊に配属されていなかったそのような砲兵小隊または班が、指定された部隊に配属されることによってしばしば容易になる。市街地を通過して前進する間に迂回した可能性のある敵部隊による攻撃から防御するため、榴弾砲と砲員の局地的警戒は友軍のライフル兵によって提供されるべきである。

40. 河川線への攻撃

a. 日中の河川線攻撃を支援する場合、攻撃当日に、利用可能な時間内で可能な限り、かつ敵の観測から隠蔽できる準備を完了する。

b. 渡河が夜明けまたは夜明け直前に行われる場合、武器の前方移動を除き、すべての準備は前日の日中に完了する。榴弾砲は攻撃開始時刻の直前に射撃位置に移動するが、攻撃が発覚するまで発砲せず、発砲は適切な目標に対してのみ行う。(7項参照) 砲兵中隊の要員は、主要な渡河地点を効果的に援護するため、できるだけ河川の近くに配置されるが、牽引車の騒音が奇襲の要素を損なうほど前方には配置されない。陣地地域および観測所は、河川の対岸にある敵支援兵器、予備部隊、および観測所の実際または可能性のある位置に特に注意して配置される。

c. 連隊の広範囲にわたる渡河正面は、砲兵小隊間の広範な分離を頻繁に要求し、中隊長による効果的な統制を妨げる。この困難は、指定された部隊に密接な支援を提供するための任務型命令を小隊に発行すること、または砲兵小隊を先頭の歩兵大隊に配属することによって相殺される。命令および指示は詳細に発行される。

d. 中隊の偵察要員は、攻撃梯隊と共に河川を渡る。榴弾砲は、攻撃梯隊が最初の目標を占領したと同時に、河川を渡って輸送されるべきである。この目標は、効果的な直接小火器射撃から渡河を確保するための陣地である。(FM 7-40参照) ポントン渡し船または橋が稼働していない場合、榴弾砲はしばしば即席の手段によって渡河できる。(付則1参照)

e. 渡河が完了した後、榴弾砲は第二目標への前進中、歩兵部隊に密接な支援を提供する。歩兵部隊に配属されている場合、第二目標が確保されるまで配属されたままであり、その時点で通常は中隊の統制下に戻り、他の協調攻撃と同様に次の目標に対する攻撃を支援する。

f. 渡河全体を通して、通常、1個小隊は連隊全体を支援するために中隊の統制下に置かれる。この小隊が渡河した後、その主要任務は、主攻をかける大隊の行動区域内の目標を攻撃することである。

g. 渡河時、榴弾砲は牽引車に全携行弾薬を搭載していただなければならない。早期の弾薬補給の準備は事前に講じられなければならない。

41. 築城された陣地への攻撃

a. 最初の包囲機動による築城された陣地の孤立が不可能な場合、弱点に対する直接攻撃によってこれを制圧しなければならない。攻撃は、概ね以下の4つの段階に分けられる。

(1) 敵の前哨陣地を制圧し、主陣地を明らかにする。

(2) 最も有利な地点で築城を突破する。

(3) 敵の砲座を側面に孤立させ、制圧することにより突破口を拡大する。

(4) 機動予備を突破口から移動させ、残存砲座の包囲と孤立を完了させつつ、正面からの攻撃を継続することで行動を完了する。(FM 31-50参照)

b. 築城された陣地に対する攻撃において、突撃大隊は通常増強される。各突撃歩兵大隊には、攻撃に密接な支援を提供する砲兵中隊の要員が含まれる場合がある。各兵器には、当初特定の任務が与えられる。

c. 砲兵中隊の間接射撃任務には、築城された砲座間の地域の支援兵器の破壊または無力化、および敵予備部隊の移動妨害が含まれる。発煙弾を使用することにより、砲兵中隊の榴弾砲は、敵の観測を遮蔽するためにも使用される場合がある。

d. 直接射撃任務には、兵器の無力化および鋼鉄製銃眼扉の破壊のための、銃眼または銃眼開口部への射撃が含まれる場合がある。通常、直接射撃陣地は目標から1,500ヤード以内にあるべきである。理想的な陣地では、榴弾砲は射撃対象以外のすべての工事から防御されているか、少なくとも遮蔽されている。

e. 榴弾砲の射撃が必要に応じて開始または停止できることを保証するため、あらゆる通信手段を使用しなければならない。攻撃中の歩兵が榴弾砲が射撃している目標を攻撃する準備ができたと同時に、通常、射撃は停止される。

f. 陣地は占領前に準備されるべきである。これらは通常、闇、煙、霧、砲兵射撃、またはそれらの任意の組み合わせの掩護下で占領される。陣地への隠蔽された経路を使用すべきである。敵による兵器の時期尚早な発見を防ぐため、あらゆる予防措置を講じなければならない。

42. 襲撃

a. 襲撃の分類、および歩兵大隊またはその要員による襲撃の編成と実施については、FM 7-20を参照されたい。

b. 襲撃を支援する砲兵中隊または砲兵要員には、以下の一般的任務のいずれかまたは両方が割り当てられる場合がある。

(1) 襲撃対象となる目標に対する砲兵準備射撃への参加。特に、既知および疑わしい敵支援兵器の無力化に注意を払う。

(2) 襲撃中およびその後の後退中において、目標の孤立を支援する目的で、隣接または後方の敵陣地および敵の目標への接近経路に対する射撃。後退中、作戦の遮蔽を支援するために煙幕が使用される場合がある。砲兵部隊は、襲撃された陣地に支援を与える能力のある敵兵器と交戦するために警戒を怠らない。

c. 交戦すべき目標および射撃開始・停止の時刻または信号は、襲撃を命令する指揮官または襲撃部隊の指揮官によって規定される。

d. 襲撃が非常に小規模な部隊によって行われる場合を除き、重火器は準備射撃および目標を孤立させるための射撃に参加する。すべての砲兵中隊要員の射撃は、他の支援兵器の射撃、および襲撃部隊の射撃と機動と密接に連携される。

e. 事前の照準修正は、可能な限り、榴弾砲が襲撃支援のために占領する陣地以外の1つまたは複数の陣地から行うことが望ましい。秘密保持のため、照準修正はかなりの期間にわたって分散して行われるべきであり、指定された目標以外の地点への射撃も含むべきである。

f. 襲撃支援のために占領された射撃陣地は、広範囲に分散した機会目標との交戦のために射撃を迅速に転換できるだけでなく、準備射撃および防御射撃を行うことも可能であるべきである。

43. 砂漠作戦

a. 砂漠はその特性において大きく異なる。地表は緩い砂や砂丘で構成され、自動車の移動が大幅に妨げられる場合もあれば、機械輸送がかなりの速度で自由に移動できるほど硬い場合もある。明確な道路はほとんどないが、水源間にはしばしば小道が存在する。特徴的な目印が少ないため、方向の維持はしばしば困難である。蜃気楼は絶えず誤りの原因となる。距離は欺瞞的であり、しばしば過小評価される。

b. 地表が緩い砂で構成されている場合、砂漠における作戦は、主に徒歩部隊、動物、および履帯車両の使用を伴う可能性が高い。このような作戦では、車両の速度低下と移動の困難さが増すため、砲兵中隊の使用が制限される場合がある。

c. 硬い地表の砂漠における作戦では、あらゆる種類の車両の使用が可能となる。このような作戦では、砲兵中隊の兵器は、その機動性と射撃の柔軟性により、強力な支援を提供できる。

d. 最も強力な防御措置が講じられない限り、敵航空作戦は非常に効果的である。行軍中、利用可能なすべてのライフル、カービン銃、機関銃の射撃を攻撃してくる敵航空機に向けるべきである。(13項参照) 停止中、車両と榴弾砲は十分に分散させるべきである。個人壕と砲座を掘り、装飾された偽装網や利用可能な自然の偽装材料を使用すべきである。

e. 砂漠地形における砲兵中隊の戦術的な運用は、他の種類の地形における運用と類似しているが、遮蔽と隠蔽の要件により、支援部隊の前方要員の後方でより遠距離に射撃陣地を占領する必要がある場合がある点異なる。

44. 橋頭堡確立における戦術的運用

a. 水陸両用作戦は、上陸が実施されると陸戦の様相を呈するため、内陸へ攻撃する歩兵部隊への砲兵支援は、上陸作戦において重要な要素となる。上陸の初期段階における海岸防御の制圧は、海軍艦砲射撃と航空爆撃によって実行される、上陸作戦の独立した段階を構成する。砲兵中隊要員の任務は、上陸が実施された後、攻撃中の歩兵部隊と密接に連携し、内陸への橋頭堡拡大を支援するために、時宜を得た効果的な砲撃支援を提供することである。

b. 砲兵部隊は、海軍艦砲射撃の能力を超える近接支援任務を引き継ぎ、砲兵部隊の支援射撃を補強するために、できるだけ早く上陸すべきである。計画では、各歩兵突撃大隊に砲兵小隊を上陸させることを規定すべきであり、これは突撃梯隊が海岸と最初の地形的遮蔽を確保した後、または海岸から小火器の射程外となる十分な距離を内陸へ移動した後に行われる。予備歩兵大隊とともに上陸する砲兵要員は、突撃大隊を支援するために遅滞なく射撃できるよう準備すべきである。

c. 中隊および小隊本部から選抜された要員で構成される偵察班は、小隊自身の上陸に先行すべきである。この偵察班は、偵察将校の指揮下で2つまたは3つのグループに細分化され、各小隊の観測所および射撃陣地

を選定する。小隊が上陸すると、偵察班の隊員がそれぞれの陣地へ誘導し、観測所と射撃陣地間の有線通信の確立も支援する。

d. 各小隊には完全な携行弾薬が上陸する。追加の弾薬は、可能な限り早期に荷揚げされるよう事前に手配される。

e. 個々の小隊の統制は、上陸作戦中および内陸への攻撃の初期段階では小隊長に権限が委譲される必要があるが、中隊長は中隊の全要員と速やかに連絡を確立し、維持しなければならない。小隊はしばしば任務型命令の下で行動するが、中隊長は連隊の行動計画に最大限の支援を提供するために必要な統制を維持する。

45. 山岳作戦

a. 山岳戦は、主に地形が移動と観測にもたらす困難によって特徴づけられる。特定の地域の接近困難性は、部隊が作戦可能な地域を制限する。山岳戦における砲兵中隊の戦術的運用は、他の種類の作戦における運用と一致するが、地形によって必要とされる修正と制限が加えられる。

b. 山岳戦は通常、作戦の分権化を必要とする。戦術集団は、部隊全体の計画を実行するため、地形区画内で半独立的に作戦を遂行することが多い。砲兵中隊の統制は分権化され、最も効果的な支援と統制を確保するため、歩兵部隊への砲兵要員の配属がしばしば必要となる。

c. 歩兵榴弾砲は、遮蔽を排除し、間接目標に対して射撃を行う能力があるため、近接支援兵器としての重要性が増す。

d. 適切な観測および通信施設の不足は、しばしば広範な偵察を必要とする。中隊指揮班の要員は、小隊の観測所、射撃陣地、および榴弾砲と車両の移動経路の選定を支援するために最大限活用されなければならない。

e. 榴弾砲は、陣地への移動と陣地からの移動の困難さを最小限に抑え、弾薬の補給を容易にするため、可能であれば既存の道路や小道の近くに砲座を構築する。

f. 敵支援兵器との交戦という通常の任務に加えて、砲兵部隊は敵観測所の無力化および阻止射撃の任務も割り当てられる場合がある。阻止射撃の効果は、敵が通過せざるを得ない明確な地点が多いことにより増大する。

第5章 防御戦闘

第1節 概要

46. 概要

a. 防御において、砲兵中隊の戦闘行動は、榴弾砲が常に一つの陣地に留まるという意味で静的ではない。また、各班がその全火力を単一の目標地域または射撃区域に費やす準備をするわけでもない。小隊は榴弾砲の柔軟性と機動性を最大限に活用する。

b. 連隊の防御行動を支援するにあたり、砲兵中隊の榴弾砲は、連隊区域内の遮蔽された陣地から間接照準により、長距離、中距離、および近距離防御射撃を行う能力がある。また、直接照準により適切な目標と交戦するために使用されることもある。通常、目標は主に近距離の機会目標であるべきである。

第2節 防御における運用

47. 任務

a. 防御における砲兵中隊の主要任務は、友軍の防御陣地を脅かす敵兵員および兵器を破壊または無力化することにより、前線歩兵部隊に密接な支援を提供することである。この任務には、主に他の支援兵器によって効果的に交戦されていない機会目標との交戦が含まれる。(FM 7-40参照) さらに、各小隊は、事前に準備されたデータに基づき、所定の地域に要請に応じて集中射撃を行う準備を整えておく必要がある。このような集中射撃は、敵兵員や支援兵器が占領する可能性のある地域への榴弾砲射撃の迅速な配置、道路障害物や爆破箇所の援護、狭い隘路の封鎖、または一定期間における特定の重要地域の敵への進入阻止を可能にするように計画される。集中射撃は、81mm迫撃砲および支援砲兵の近接防御射撃を補完する目的でも準備されるべきである。(7項参照)

b. 二次任務として、連隊長は砲兵中隊の要員に対し、連隊の対機甲防御を補完または深化させるよう指示する場合がある。この任務を達成するため、榴弾砲将校は、対戦車将校と協議の上、侵攻してくる敵装甲車両と交戦するため、必要に応じて榴弾砲を移動させる補助陣地を選定する。(FM 7-35参照)

48. 砲兵要員の配置

砲兵中隊の榴弾砲は、戦闘陣地の連隊区域内に配置される。通常、各前線大隊の支援に1個小隊が配置され、残りの部隊は連隊全体の支援に充てられる。(FM 7-20参照) 地形が許す限り、榴弾砲は当初、慎重に隠蔽または偽装された射撃陣地に配置され、小隊単位または個々の班単位で間接射撃を行えるよう準備される。あるいは、榴弾砲は掩蔽陣地に待機し、そこから手動で部分的な遮蔽のある射撃陣地に迅速に移動させ、直接射撃を行うことができる。観測所が設置され、射撃の統制と実施のために榴弾砲射撃陣地との間

に電話通信が確立される。戦術状況が許す限り、事前設定された射撃データは、基準点での照準修正によって補正されるべきである。小隊長は自らの小隊の射撃計画を重ね図として作成し、中隊長に提出する。中隊長はこれらを統合して中隊の射撃計画を作成し、連隊長に提出する。

49. 防御の実施

a. 敵が戦闘陣地に接近している間、砲兵観測員は、敵の前進を遅らせ、陣形を乱し、時期尚早の展開を強いる目的で、適切な目標を発見し交戦するために警戒する。これは、敵の移動が探知された戦闘陣地への接近経路の阻止、既知または疑わしい集結地域への集中射撃、または敵の長距離支援兵器の無力化もしくは破壊によって達成され得る。(図2および図9参照) 砲兵中隊の要員は、戦闘前哨陣地への密接な支援を提供したり、その後退を援護したりするためにも使用される。

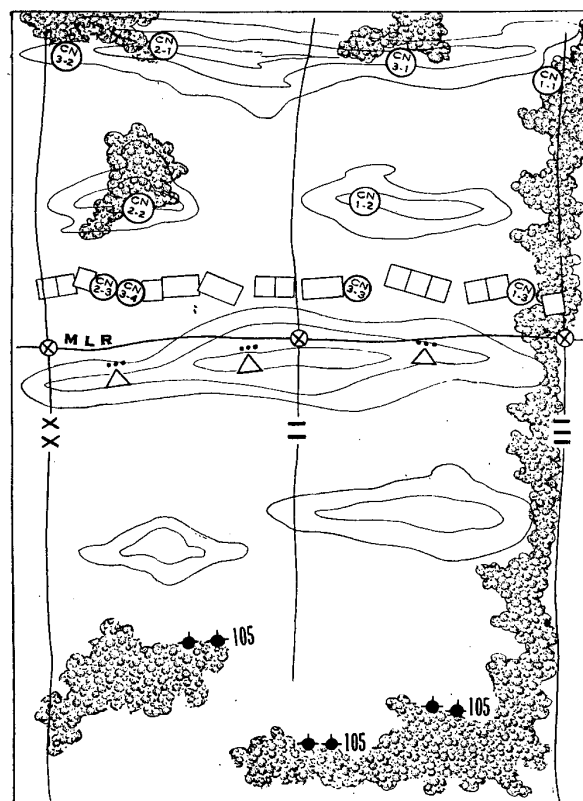


図9. 防御における連隊の支援（模式図）、低伸弾道兵器は、主阻止線前方の集中射撃における間隙を援護する。主阻止線前方以外の榴弾砲集中射撃は、敵が協調攻撃を開始する際に、その支援兵器または観測所が占領する可能性のある地点を援護する。集中射撃記号のダッシュの左側の数字は砲兵小隊の番号を示し、右側の数字はその小隊の集中射撃の番号を示す。

b. 敵の戦闘陣地に対する協調攻撃の進行中、砲兵中隊要員の主要任務は、敵の攻撃を支援する兵器の無力化または破壊である。このような機会目標に対する射撃は、支援部隊の指揮官からの要請、または個々の砲兵観測員のイニシアチブによって行われる。各前線大

隊の指揮官には通常、砲兵小隊長または小隊からの連絡要員が帯同し、緊密な連絡を確保し、大隊長が要求する射撃を速やかに実施できるようにする。砲兵中隊長もまた、連隊長および砲兵指揮官と、自らまたは中隊指揮所班の要員を連絡要員に指名することによって、緊密な連絡を維持する。

c. 敵が主阻止線に接近することに成功した場合でも、砲兵中隊要員の主要任務は依然として敵支援兵器の無力化または破壊である。しかしながら、彼らは81mm迫撃砲および支援砲兵の事前設定された近接防御射撃を補完する目的で、要請に応じて迅速に集中射撃を行う準備をしておくべきである。(図9参照)このような集中射撃は、各小隊内で事前に計算・記録され、迫撃砲による主要目標地域への射撃、および通常の砲兵弹幕射撃と連携された射撃データに基づいて実施される。(7項参照)

d. 敵部隊が戦闘陣地を突破した場合の反撃時には、砲兵中隊部隊は通常、突破された地域内の有利な目標に対する強力な集中射撃の迅速な実施、および反撃部隊からの信号または要請に基づき、そのような射撃を速やかに停止または転換することによって、その反撃を支援する。このような支援には、予備歩兵部隊と支援砲兵、および砲撃支援を提供する砲兵要員との間の慎重な事前計画と連携が必要である。

第3節 後退行動

50. 概要

後退行動を規定する基本的教義については、FM 100-5を参照されたい。歩兵連隊および大隊に適用される原則と方法については、FM 7-40およびFM 7-20を参照されたい。

51. 夜間後退

夜間後退中、砲兵中隊の要員はしばしば掩護部隊に配属される。前線大隊の地域に配置された砲兵要員は、通常、大隊集結区域への後退のため、当該大隊に配属される。それ以降の後退は砲兵中隊の統制下で行われる。掩護部隊に配属されていない砲兵要員は、連隊の残りと共に後退する。

52. 日中後退

a. 日中後退中、連隊は全部または一部が一般掩護部隊に配属されるか、あるいは敵との接触を断ち、一般掩護部隊または連隊の指定された要員のみに掩護されて後退する必要がある。

b. 連隊の掩護部隊は、通常、増強大隊より大きくはない。1個砲兵小隊は、最初の遅滞陣地およびその後には占領する可能性のある連続した遅滞陣地において、大隊に密接な支援を提供するため、掩護任務を遂行する大隊にしばしば配属される。

c. 連隊がより大規模な部隊の一般掩護部隊として機能する場合、各遅滞陣地を占領する大隊には通常1個砲兵小隊が配属され、中隊の残りは連隊全体の行動を支

援する。特に、前衛部隊の後退の援護と反撃の支援に重点が置かれる。連隊全体で反撃が実施される場合、砲兵中隊は項37に示された通りに運用される。

53. 離脱

a. 敵と接触中の連隊が離脱を実行する場合、まず戦闘からの後退を実行しなければならない。後退中、砲兵中隊は項51および項52に示されたとおりに運用される。

b. 接触が途絶した後、連隊は集結区域で再編成され、行軍縦隊が編成される。

c. 離脱中、砲兵中隊の要員は通常、連隊後衛に配属され、敵を展開させ、その前進を遅らせるため、長距離で適切な目標と交戦する。

54. 遅滞行動

a. 遅滞行動の目的は、決定的行動を避けつつ時間を稼ぐことである。これは、最大限の長距離射撃行動と最小限の近接戦闘によって特徴づけられる。

b. 連隊が単一の陣地で遅滞行動を実施している場合、砲兵中隊の運用は、持続防御におけるそれと実質的に異ならないが、特に広範囲に分離された経路での後退が計画されている場合、砲兵要員は通常、連隊の指定された部隊に配属される。

c. (1) 連続する陣地を占領する場合で、中隊の一部が中隊長の直接統制下に残る場合、中隊長は偵察要員を用いて最初の遅滞陣地の暫定的な射撃陣地を偵察する。時間が許せば、この偵察は後方へ拡大され、次の遅滞陣地とその経路も含まれる。すべての小隊が連隊の下位部隊に配属されている場合、中隊長は偵察要員およびその他の指揮所班要員を用いて、偵察、案内、統制、および弾薬補給において小隊を支援する。

(2) 可能であれば、陣地は、射撃陣地が地形的な稜線の近くに配置でき、牽引車が後退しやすいように近くに掩護があるような場所であるべきである。攻撃を混乱させ遅滞させるため、敵部隊に対して可能な限り長距離で射撃を開始する。ある遅滞陣地から別の遅滞陣地へ後退する間、ライフル兵に掩護された砲兵要員は、中間陣地を占領して敵を嫌がらせ、その前進を遅らせ、道路障害物やその他の障害物を援護することができる。

d. 敵部隊が機動の自由度が高い開けた地域では、砲兵中隊の要員は、長距離射撃任務の実行に加えて、側面への敵の探知された移動を阻止することにも特に注意を払う。

第4節 特殊作戦

55. 森林における防御

a. 連隊が森林において防御陣地を占領する場合、砲兵要員は前方大隊に配属される場合がある(FM 7-20参照)。それ以外の場合、中隊は連隊の防御計画に従い、中隊長の指揮下で運用される。

b. 観測施設、間接射撃のための遮蔽を排除できる地点、および直接射撃のための適切な射界を持つ地点は、森林の密度と性質によって異なる。観測は、森林内の指揮高地のいずれかの地点、樹上の陣地、または大規模な開拓地の端から頻繁に得ることができる。間接射撃と直接射撃の両方の陣地は、樹木に開口部や通路を設けることで準備できる。

c. 浸透してくる敵部隊による攻撃に対し、すべての砲兵中隊要員に対して適切な局地防御を提供する必要がある。

56. 市街地防御

a. 市街地防御において、砲兵中隊の要員は各大隊に配属される場合がある（FM 31-50参照）。このように配属された要員は、さらにライフル中隊に配属される場合もある。

b. 砲兵中隊の榴弾砲は、市街地の縁に向かう道路、橋梁、隘路、その他の接近経路、ならびに市街地内の通りや開けた場所を援護するために使用される。市街地の縁に接近する攻撃中の敵部隊と交戦するため、榴弾砲は当初、市街地外の陣地に配置され、観測所は目立つ地形、または接近経路を見下ろす窓や建物の屋根に設置される。榴弾砲はまた、開けた公園や広場の縁、または周囲の建物を越える射界を提供する地形など、市街地内の陣地から運用されることもある。

c. 攻撃中の敵部隊が市街地内に進入した後、榴弾砲は主に、比較的短距離での直接射撃により防御の密接な支援を行うために使用される。これらの兵器は、橋梁、バリケード、街路の交差点、開けた場所を援護し、建物内、瓦礫の山、または破壊された建物の地下室に位置する敵の支援兵器と交戦するために特に警戒する

57. 河川線防御

a. 連隊が河川線に沿って通常の正面防御を行う場合、砲兵中隊の要員は戦闘陣地の連隊区域における通常の防御と同様に運用される（FM 7-20参照）。榴弾砲および観測所は、河川の対岸にいる敵兵員および支援兵器と交戦でき、かつ対岸および河川自体に近接防御射撃を行うことができる位置に配置される。

b. 広範囲な正面が割り当てられている場合、河川のこちら側の岸は、警戒部隊によって軽微に保持されることがある。このような防御では、各前線大隊の大部分は機動性を保ち、敵の渡河試みを阻止するために、複数の防御区域のいずれかを占領できるよう準備される。砲兵中隊の要員は通常、各前線大隊を支援する、またはそれに配属される1個小隊、および連隊予備を支援する中隊の残りの部隊として任務を割り当てられる。敵の攻撃に先立ち、すべての砲兵要員は、あらゆる地点での渡河試みに対して射撃を行うことができるよう、補助射撃陣地およびその経路の広範な偵察を実施しなければならない（40項参照）。大隊予備によって行われる反撃は、当該大隊を支援または配属された砲兵小隊によって支援される。敵がこちらの岸に足場を築く恐れがあり、連隊予備によって反撃が行われる

場合、その反撃は全3個砲兵小隊の射撃によって支援されることがある。

58. 空挺作戦に対する防御

a. 空挺作戦に対する警戒措置は、一般的に、敵のすべての着陸部隊を孤立させ、補給や支援兵器による増援を受ける前、または重要な地形を占領する前に、即座の攻撃によって撃破することを目的としている。

b. 航空機やグライダーの着陸可能地域が限られており、各地域の効果的な防御が確立できるほどであれば、すべての部隊をこれらの地域の固定防御のために配置することができる。着陸可能地域が多数に及び、各地域の効果的な固定防御が提供できない場合は、全兵力を機動状態に保つことができる。

c. 砲兵中隊の要員は、空挺攻撃に対する地域防御においてタスクフォースとして運用される連隊のいかなる部隊にも配属される場合がある。榴弾砲の目標には、着陸する航空機やグライダー、および敵の着陸が観測または報告された、または敵の空挺部隊が攻撃準備のために再編成中の、低伸弾道射撃から遮蔽された地域が含まれる（FM 7-20参照）。射撃陣地は、敵航空機の着陸可能地域に対する観測射撃、および友軍の反撃の支援を可能にするべきである。

d. すべての砲兵中隊要員の局地防御のために、ライフル兵を配置すべきである。敵の攻撃が展開した場合、これらの部隊は、榴弾砲の操作に直ちに必要とされないすべての砲兵要員と共に、直近の友軍部隊の射撃と連携する。特に指示がない限り、運転手は車両に留まり、これを防御する。

59. 砂漠作戦

砂漠作戦については、43項を参照されたい。

60. 山岳作戦

山岳作戦については、45項を参照されたい。

補則1. 榴弾砲および車両の渡河手段

1. 概要

渡渉不可能な河川の対岸へ榴弾砲と車両を渡す必要が生じることは頻繁にある。これは利用できる橋がない場合や、工兵部隊が橋や車両渡し船を設置する前に行われる。本項で説明する応急処置は、このような状況で活用できる。

2. 榴弾砲の浮上 - 緩やかな傾斜の岸 (図10)

a. 榴弾砲は3つの簡易いかだを使って浮かせ、川を渡って牽引できる。手順は以下の通りである。

(1) 2つの大きないかだには1-1/2トン・トラックのキャンバス・カバーを使用する。1つの小さないかだには3/4トン・トラックのキャンバス・カバーを使用する。十分な大きさの柴束を組み、キャンバスの中央に並べて置いたときに、キャンバスが四方すべてで約45cm (18インチ) はみ出すようにする。キャンバスの側面と端は壁を形成するように持ち上げられ、縛り綱で固定する。キャンバスの壁はできるだけ垂直に近くするべきである。

(2) キャンバスに置く前に、柴を個別の束に縛るのが望ましい。それぞれの束は一人の人間が簡単に運べる程度の大きさにする。束は、埋める領域の全長にするべきだが、幅は60cm (2フィート) 以下、高さは40cm (16インチ) 以下にする。このような束を作るには、所望の柴束の大きさを線で示すように杭を地面に打ち込む。生木または乾燥した柴を杭の間に積み重ね、ロープ、より糸、または古い電話線で縛る。束の端はマチェーテまたは他の切断具で切りそろえ、束の端を四角にする。

(3) 直径25cm~30cm (10~12インチ)、長さ約4.3m (14フィート) の丸太を切り出す。榴弾砲の脚は固定する。射撃台は固定を解除し、肘が丸太の中央に合うまで下げる。それらが合うようにしたら、砲口を砲身が水平になるまで下げ、砲身と射撃台を丸太に縛り付ける (図10)。

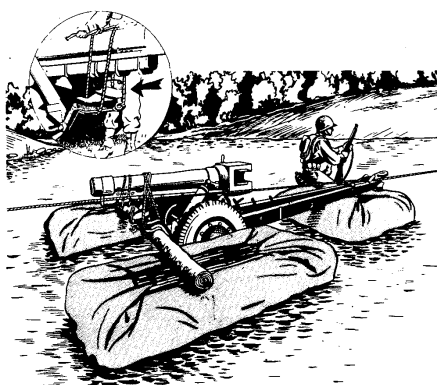


図10. 榴弾砲の浮上

(4) 榴弾砲を水中に移動させるのを容易にするため、土囊の傾斜路を構築すべきである (図11)。榴弾砲は手作業で、駐鋤側を先にして水中に移動させ、駐鋤の端を小さないかだに乗せる。この際、鋤はかだから離し、その端をわずかに突き出すようにする。大きないかだは、車輪に密着して平行になるように、また中心が丸太の下になるように配置する。榴弾砲が水中に移動するにつれて、いかだが丸太を、そして榴弾砲自体を支えるまで、同じ相対位置に保つ。榴弾砲が完全に浮いたら、川を牽引して渡る。

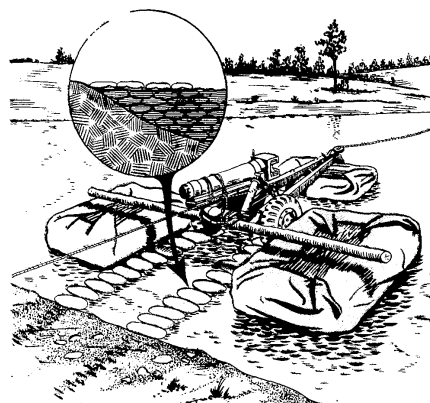


図11. 榴弾砲の浮上

b. もし入手可能であれば、小型いかだの代わりに5人乗りの偵察用ゴムボートを使用してもよい。その他の配置は上記の方法と同様である。これにより、ある程度の浮力が向上する。

c. 弾薬と人員は、もし入手可能であれば、別の簡易いかだまたはボートを使用して個別に渡河させる必要がある。

3. 1/4トン・トラックの浮上 - 緩やかな傾斜の岸

1/4トン・トラックは、3名の乗員と通常の弾薬および装備を積んだ状態で、3/4トンまたは1-1/2トン・トラックのキャンバス・カバーを利用した4つの小型簡易いかだを使って川を渡って浮上させることができる (図12参照)。

まず、長さ16フィートまたは18フィートの丸太を2本用意する。1本はトラックの前部バンパーにワイヤーまたはロープでしっかりと固定し、両側にはほぼ均等に突き出すようにする。もう1本も同様に後部バンパーに固定する。次に、2つの簡易いかだを水中に配置し、トラックがその間を通れるようにする。モーターが水浸しになるのを避けるため、トラックのファンベルトを外す。その後、トラックは自力で走行し、前部の丸太がこれらいかだの中央に乗るまで進む。これにより、トラックの前部が浮上する。さらに自力で川の中へ進み、残りの2つの簡易いかだを後部バンパーに固定された丸太の両端の下に同様に配置する。もし岸の傾斜が急すぎて上記の方法が実行不可能な場合は、車両を水中に移動させる前に、簡易いかだを丸太の端に縛り付けてもよい。全荷重が浮上したら、トラックは川を牽引して渡る。対岸に到着したら、車両の前部から簡易いかだを取り外し、トラックを川から引き上げるか、自力で走行させて出る。

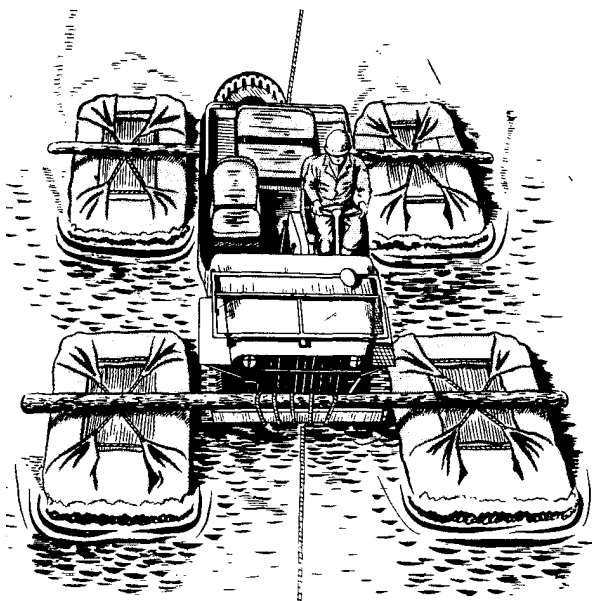


図12. 柴いかだによる1/4トン・トラックの浮上

4. 3/4トン・トラックの浮上 - 緩やかな傾斜の岸

3/4トン・トラックも、1/4トン・トラックで説明した方法と同様の方法で川を渡すことができる。この場合、1-1/2トン以上のトラックのキャンバス・カバーを用いた柴いかだを使用し、榴弾砲の浮上で説明したように構築する。トラックの前部と後部バンパーに固定する丸太は、1/4トン・トラック用よりもやや長く、直径は20cm（8インチ）以上でなければならない。

5. より大型の車両の浮上

3/4トン・トラックよりも大型の車両をいかだで浮上させることは、通常は現実的ではない。しかし、3/4トン・トラックを含むこれらの車両は、キャンバス製の防水シートを使用することで浮上させることが可能である。歩兵部隊にはこの目的に適したサイズの防水シートは装備されていないが、師団の各野戦砲兵大隊には長さ約20フィート6インチ、幅約40フィートの大型防水シートが支給されている。これらの防水シートを使用してトラックを浮上させる方法は以下の通りである。

a. 発進地点は、切り立った場所が切り株、岩、根などが無い場所で、防水シート（下記bの通りに配置）の中心部が車両を浮上させるのに十分な深さがある場所を選ぶ。空の車両はフェンダーの上部から約15cm（6インチ）下まで水に浸かって浮上する。発進地点と上陸地点の川を深くする必要があるかもしれない。

b. 防水シートを水際で広げ、一端を数フィート岸に残して水上に引き出す（図13参照）。防水シートの縁が水に浸からないように、約3フィートごとに人員を配置する。

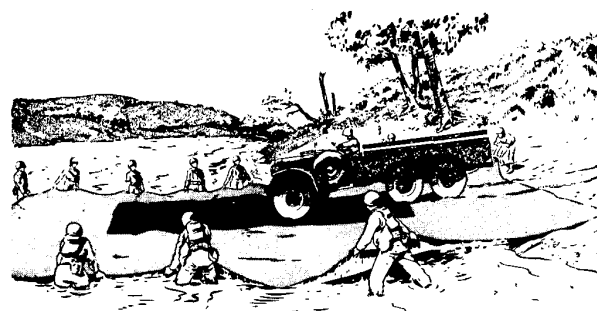


図13. 防水シートによる1-1/2トン・トラックの浮上

c. Uボルト、スプリングシャックル、その他の鋭利な突起が防水シートを破るのを防ぐため、トラックのバンパーからバンパーまで、キャンバス地または折りたたんだトラックのカバーをトラックの下に敷くべきである。

d. 極端に切り立った場所でない限り、トラックは後輪駆動のみを使用し、前部からキャンバスに乗せるように走行させるべきである。トラックが防水シートに乗るにつれて、人員は防水シートの側面と端を水に浸からないように保持する。前輪が浮上し、後輪の牽引力が失われたら、防水シートを車両の周りに折りたたみ、四隅を対角線に結びつける。防水シートの側面と端に沿った縛り綱を、車両本体の適切な場所に結びつける。

注：前輪駆動を使用し、前輪が滑ると、防水シートを破る危険がある。

e. 防水シートに包まれたトラックは、乗員が押して浮上させることができる。その後、トラックはトラックのウィンチまたは手動で川を牽引して渡ることができる。

f. 1/4トン・トラックを2-1/2トン・トラックのカバーで浮上させることも、上記と同様の方法で行うことができる。

6. 空中ケーブルウェイ

a. 概要、河川の岸が高く険しい場合、重い浮上装備の発進や着陸が不可能であることが頻繁にある。このような河川や、幅200フィートまでの峡谷では、渡河のために空中ケーブルウェイを使用できる。通常、これは配属された工兵または大隊の弾薬・工兵小隊の要員によって準備される。

b. 装備、以下の装備が必要となる。

2-1/2トンまたは1-1/2トン・ウィンチトラック：2台

ウィンチトラックのケーブルに適した8インチ鋼製スナッチブロック：4個

3/4インチマニラ麻ロープ：300フィート

2-1/2トンまたは1-1/2トン・トラック用牽引鎖：2本

c. 空中ケーブルウェイ架設地点の選定、空中ケーブルウェイの最適な架設地点は、高い岸から低い岸へ、または同じ高さの岸の間で荷重を運べる場所である。低い岸から高い岸へ渡すのは非常に困難なため、絶対に必要でない限り試みるべきではない。二重ケーブル

での渡河（本書で説明する方法）の場合、各岸にケーブルを支える大きな木が2本ある地点を選ぶべきである。それぞれの木は約12フィート離して配置し、ケーブルがトラックのウインチと直接一直線になるようにする。手前の岸の木は水際から30フィート以上、対岸の木は水際から50フィート以上離れている必要がある。対岸でケーブルを水際から離して架設できるほど、渡河は容易になる。ケーブルの中央地点が装備の着陸地点となる場合、渡河は迅速に行われ、非常に容易に制御できる。

d. 安全上の注意、ケーブルに過負荷がかかる可能性があるため、荷重が運搬能力の範囲内に収まるように適切に架設することが不可欠である。二重ケーブルでの渡河において、榴弾砲の重量である約2,674ポンドまでの荷重を運搬できるよう適切に架設するには、ケーブル100フィートあたり5フィートのたるみを設ける。この制限は、ケーブルとウインチの容量が約7,500ポンドに基づいている。たるみは常にケーブルの中央地点で測定または推定する必要がある（図14参照）。ケーブルのたるみを増やすと、かかる荷重が減少し、渡河の安全率が高まる。ケーブルは良好な状態であり、ねじれや絡まりがないことを確認する必要がある。

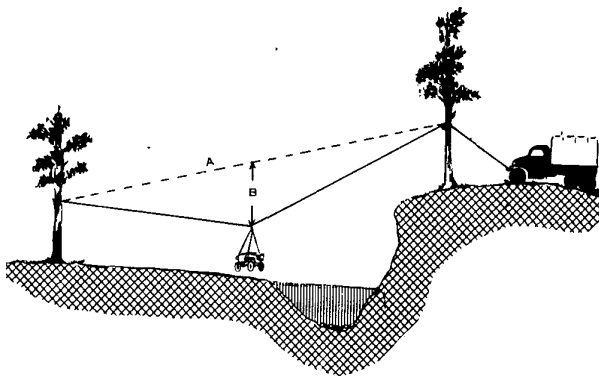


図14. たるみの測定方法、たるみの量「B」は、ケーブル中央で測定または推定される。

e. 架設、(1) ウインチトラックを、ウインチドラムがケーブルウェイと一直線になるように配置し、両方のウインチトラックをしっかりと固定する。トラックは、樹木に押し付けるか、デッドマンアンカーなどの適切な固定具を設置して固定できる。各ケーブルについて、トラックがある側の河岸の2本の木にスナッチブロックを高く設置する。これらのスナッチブロックは、渡河に必要なケーブルのたるみを考慮して十分な高さに配置する必要がある。ケーブルをスナッチブロックに通し、対岸まで持っていき、対岸で選定したアンカーとなる木にしっかりと固定する。

(2) 1/4トン・トラックを渡すには、各ケーブルにスナッチブロックを1つずつ配置する。直径4インチ、長さ12フィートの丸太を切り出し、両端近くに切り込みを入れ、その一端を各スナッチブロックのフックに固定する。これがスプレッダーポールとなり、ブロックが互いに滑り寄らないように、切り込み部分でワイヤーを使ってフックに固定する（図15参照）。スナッチブロックにブライドルでロープを結びつけて、引き

戻し線を取り付ける。もう一本のロープも同様に取り付け、その自由端を対岸まで持っていき、そこで荷重を川を渡って引き寄せるために使用する。重量が不均等に分散している榴弾砲の場合は、スナッチブロックを2組とスプレッダーを2本必要とする。この架設方法では、引き戻し線は手前のスナッチブロックに固定され、引き寄せロープは遠方のスナッチブロックに固定される（図16参照）。

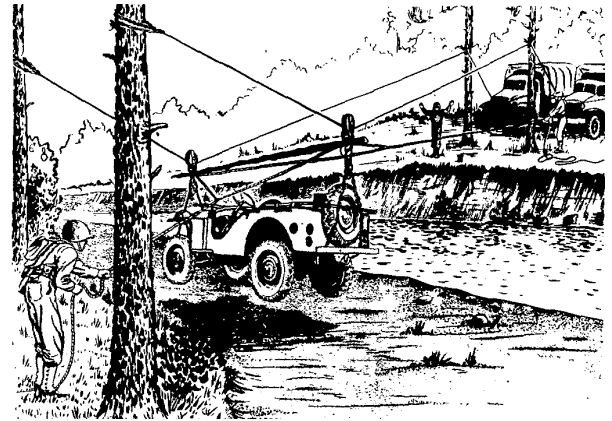


図15. 空中ケーブルウェイによる3/4トン・トラックの移動

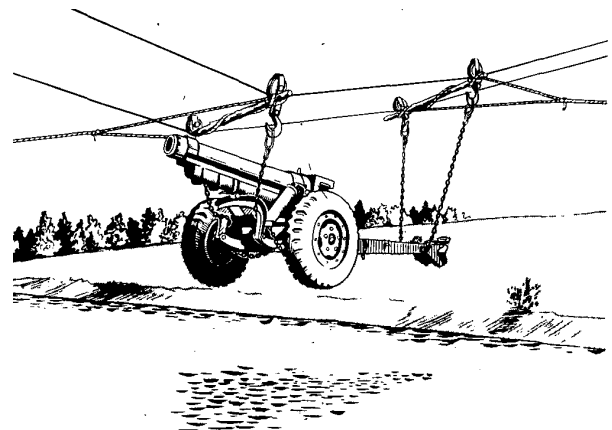


図16. 榴弾砲の空中渡河

補則2. 歩兵連隊砲兵中隊の戦術訓練に関する指令

1. 概要

a. 以下の指示は、砲兵中隊長とその部下が、中隊が連隊の一部として野戦訓練に参加する戦術演習の準備と実施を支援するために作成されたものである。これらの指示は、本書およびFM 7-40で規定されている中隊の戦術に基づいている。これらはあくまで指針として考慮されるべきであり、現地の状況や各部隊の特定のニーズに応じて拡大または修正される場合がある。しかし、砲兵中隊は、これらの指示に示された各種類の作戦のすべての段階を網羅する演習に参加するまで、完全に訓練されているとはみなされない。

b. 部隊の戦術訓練の指針としての役割に加え、これらの指示は、上級指揮官が砲兵中隊の戦術的効率を試験する際に網羅すべき重要な項目を強調している。

2. 準備

a. 野戦演習および野外機動の準備に関する概要は、FM 21-5を参照されたい。以下の指示は、各演習で網羅すべき戦闘の明確な段階を示している。したがって、演習を立案する将校は、指示に示された作戦に適した地形を見つけるだけでよい。その際、彼は検討中の地形を訪れ、実際にその地面を歩き、演習参加者の視点から研究することで詳細な偵察を行う。場所が決定されたら、演習を指揮する将校は、部隊が参加開始時に直面する状況を策定する。彼はまた、敵を表す要員に要求される行動と、不可欠な統制措置および安全対策を決定する。部隊には、実際の戦闘における同様の状況で知り得る以上の情報は伝えられるべきではない。初期状況に至るまでの複雑な背景は不要である。

b. 地上での演習実施に先立ち、部隊学校で図上演習、砂盤演習、または戦術的散策として実施し、下級将校および下士官に部隊に期待されることを明確に理解させるべきである。さらに、この問題の予備研究は、地上での演習実施中の統制措置をより厳格にする必要性を減らす可能性が高い。これらの指示が部隊の戦術的効率を試験するために使用されている場合、この予備研究は行われない

3. 実施

a. 野戦演習および機動の統制と実施については、FM 21-5を参照されたい。部隊には、その指揮官が適切と考える方法で問題を解決させなければならない。演習を指揮する将校は、部隊が直面する様々な状況に対する解決策を念頭に置いているべきだが、部隊やその一部が彼の先入観に基づいた行動を取るように強制してはならない。審判は、必要に応じて部隊が適切な方法で行動するようにペナルティを課したり、出来事を挿入したりすることができる。ただし、これらの統制措置は論理的かつ適切でなければならない。

b. 審判は、演習を可能な限り現実的にし、戦場で実際に経験するのと同様の印象を与えるよう努めなければならない。審判の任務と運用については、FM 105-5を参照されたい。

4. 講評

各演習に必ず含まれる講評については、FM 21-5を参照されたい。講評は演習のどの段階でも実施できる。主任審判とその補佐は、演習終了後に現地で行われる講評で使用するためのメモを作成すべきである

5. 一般原則

各部隊には、問題論理的に解決するために十分な時間を割り当てるべきである。偵察を行い、命令を発令しなければならない。地形が提供する隠蔽と遮蔽を最大限に活用しなければならない。もし部隊が準備段階を急ぎ足で進めたり、敵の観測下にある地形を自由に移動することを許されたりすれば、彼らは不自然な印象を抱き、それが後で壊滅的な結果を招く可能性がある。

6. 指示-砲兵中隊 (FM 7-20、7-35、7-40、および100-5を参照)

a. 経路行軍

概略

連隊が単一縦隊で隊内行軍する際の砲兵中隊の運用に関する問題。連隊の行軍命令では、1個小隊を前衛部隊に、もう1個小隊を自動車化側面警戒部隊に配属させる。残りの1個小隊は車列と共に行軍する。

状況は以下を要求するように設定される。

(1) 行軍に参加する連隊の他部隊に対する砲兵小隊の配置。

(2) 前衛部隊に配属された小隊の運用と行動。

(3) 側面警戒部隊に配属された小隊の運用と行動。

(4) 敵航空機および装甲部隊に攻撃された際の、車列と共に行軍する小隊の運用と行動。

(5) 通信および連絡。

標準

中隊長は、偵察および連絡任務に投入する要員と車両を直ちに指定すべきである。

前衛部隊に配属された小隊は、前衛部隊の後方と主力の先頭との間の間隔を、段階的に前進する。その移動は小隊軍曹によって監督され、小隊軍曹は無線電話または自動車伝令によって小隊長と連絡を維持する。小隊長は、連絡伍長、無線電話手、および伝令と共に前衛部隊長に同行すべきである。小隊長は、射撃陣地、観測所、およびそれらへの経路を選定するための継続的な偵察を担当し、中隊本部からの偵察分遣隊の支援を受けるべきである。各班長への彼の命令は、明確かつ簡潔であるべきである。彼は行軍規律を徹底し、対空対戦車警戒員を指定し、航空攻撃および機械化攻撃に対する防御措置を講じるべきである。彼は無線電話または自動車伝令によって中隊長と連絡を維持すべきである。

側面警戒部隊に配属された小隊の榴弾砲は、側面警戒部隊のライフル要員を支援する必要がある場合、各班で段階的に移動しながら、連続した陣地を占領すべきである。また、ある陣地から別の陣地へ移動する際には、ライフル要員を乗せたトラックの後方を進むべきである。小隊長の任務は、前衛部隊の支援に関して記述されたものと同様である。

連隊の自動車車列と共にいる小隊の榴弾砲は、自動車梯隊の先頭近くを進むべきである。小隊長の任務は、前衛部隊の支援に関して記述されたものと同様である。

対空対戦車警戒員は、各車両について部隊長が指定すべきである。攻撃警報を受けて停止した場合、そのような装備を備えた車両は、口径.50機関銃を直ちに戦闘準備状態に置くべきである。すべての要員は、利用可能なすべての遮蔽の活用を含む受動的措置を講じるべきである。射撃は、部隊長の命令または信号によってのみ行われるべきである。

車両および要員のための対機械化防御には、ロケットチームの使用が含まれるべきである。

中隊長は、連隊長および小隊長との連絡を維持すべきである。彼は継続的な連絡を確保するために、無線および伝令を利用すべきである。

b. 接近行軍

概要

連隊は、より大規模な部隊の前進における内部部隊と想定される。掩護部隊は、小規模な敵部隊による遅滞行動を阻止するには不十分である。口頭による連隊命令は、接近行進のための即時展開を指示し、広範な正面を進む先頭大隊を支援するために1個砲兵小隊を、そして先頭大隊のそれぞれ右後方と左後方を前進する他の大隊の外部側面の防御を提供するために各1個小隊を割り当てる。

状況は以下を要求するように設定される。

- (1) 中隊長から各小隊への命令の発令。
- (2) 接近行進中の各小隊の運用。
- (3) 前進地域の偵察。
- (4) 通信および連絡。

標準

中隊長は、明確かつ簡潔な口頭命令により、支援する各大隊に対する初期の陣地と任務を指示し、前方移動計画を小隊長に通知するべきである。この計画は、連隊および大隊の対戦車手段との最大限の連携を考慮する必要がある。

先頭大隊を支援する小隊は、大隊の歩兵要員の後方で段階的に前進し、状況が展開するにつれて大隊長が迅速に運用できるよう準備すべきである。他の各大隊を支援する小隊は、後方大隊の脆弱な側面を防御するために、特にその対機械化防御を補完することに注意を払いながら、連続する陣地へと段階的に前進すべきである。

中隊長と各小隊長は、最も前進した歩兵要員の前方または側面で、可能な限り長期間にわたり観測射撃を許可する適切な射撃陣地について、継続的な偵察を実施すべきである。

中隊長と各小隊長間の通信は定期的に維持されるべきである。伝令（および無線沈黙が指示されていない場合は無線）が使用されるべきである。中隊長は、連隊長および大隊長と個人的な連絡を維持すべきである。

c. 連隊集結区域の防御

範囲

連隊集結区域の日中防御における砲兵中隊の運用に関する問題（この問題は、前述の指示の続きである）。

状況は以下を要求するように設定される。

- (1) 集結区域の防御における中隊長の自部隊運用に関する勧告。
- (2) 陣地地域への移動と占領。
- (3) 中隊命令受領後の小隊長の行動と命令。
- (4) 中隊長による視察。

標準

連隊命令を受領後、中隊長は直ちに対戦車要員および他部隊の支援射撃との偵察および連携を実施すべきである。彼の提案には、前哨を支援するために使用される砲兵中隊の要員のための陣地地域、および集結区域の対機械化防御を補完するための陣地地域が含まれるべきである。

中隊長は、おおよその陣地地域を割り当て、小隊が陣地へ移動中に各自偵察を実施するよう指示するメッセージを小隊長に送り、陣地地域への移動と占領を開始すべきである。小隊長は、小隊軍曹、班長、および指揮所班の要員に対し、明確かつ簡潔な命令を発令し、陣地の迅速かつ整然とした占領、榴弾砲の隠蔽、観測員の配置、必要に応じた小隊および班トラックからの弾薬補充、ならびに弾薬トラックおよびトレーラーの指定された区域内の中央位置への移動（適切に分散・隠蔽された場所）を確実にすべきである。

各班の到着後、小隊長は射撃陣地の占領と編成、個人壕の掘削、対空対戦車警戒員の配置、および局地警戒を提供するための近隣のライフル要員との連携を開始する。

中隊長は、集結区域への完全な防御と、連隊による初期攻撃を支援する準備ができていることを確認するため、自部隊が占領する地域を視察すべきである。

d. 攻撃発起線への夜間前進の保護、日中攻撃に備える。

概要

日中攻撃に備え、連隊が集結区域から攻撃発起線へ夜間に前進する際、連隊の前進を援護する砲兵中隊の任務に関する問題である。攻撃は、より大規模な部隊の一部として、連隊が急造の敵陣地に対して行うものである。砲兵中隊は連隊の集結区域の防御に配置される。

状況は以下を要求するように設定される。

- (1) 日中における中隊長の迅速な偵察と、連隊の攻撃命令発令に先立つ砲兵中隊の運用に関する勧告の提出。
- (2) 中隊長の命令。

(3) 攻撃に先立つ小隊による陣地への移動と占領、および初期射撃データの準備。

(4) 通信と連絡。

標準

中隊長は、偵察分隊の支援を受け、迅速な地図研究を行い、続いて地上偵察を実施すべきである。彼は、防御され隠蔽された射撃陣地の占領を可能にし、かつ防御され隠蔽された経路で到達できる陣地地域を選定すべきである。勧告は連隊長に速やかに提出すべきである。

連隊の攻撃命令を受領後、中隊長は計画を完了し、行動区域を観測できる地点から、各小隊に陣地地域と明確な射撃任務を割り当てる明確かつ簡潔な命令を速やかに発令すべきである。中隊命令は、小隊長が偵察を完了し、暗くなる前に射撃データを取得できるよう、時間的余裕をもって発令すべきである。

小隊長は以下を確実に行うべきである。攻撃梯隊が攻撃発起線へ前進する前に、割り当てられた陣地地域への静粛かつ秩序ある小隊の移動。隠蔽と偽装。観測員の配置。そして観測所と小隊の射撃陣地地域間の電話通信の確立。

攻撃に先立ち、中隊長は伝令により各小隊との連絡を維持すべきである。彼は連隊長との連絡を維持し、S-3を通じて支援砲兵火力との連携を調整すべきである。

e. 日中攻撃

概要

師団命令に基づき、連隊長が所定の時刻に急造の敵陣地を攻撃することを要求された状況下で、砲兵中隊が内部連隊の日中攻撃を支援する問題を扱う。

状況は、砲兵中隊が集結区域にいることから始まるものとする。連隊長は榴弾砲将校に対し、攻撃梯隊に2個大隊を投入する計画であることを伝えている。この

状況は、以下の事柄を要求するよう設定される。

(1) 中隊長による迅速な偵察と、連隊の攻撃命令発令前の勧告提出。

(2) 連隊の攻撃命令により割り当てられた任務を遂行するための、中隊長の命令。

(3) 以下を含む命令の実行。

(a) 小隊長による、小隊の展開のための偵察。

(b) 中隊命令で割り当てられた任務を遂行するための、小隊長の命令。

(c) 集結区域から初期射撃陣地への小隊の移動。

(d) 新しい陣地への展開を容易にするための偵察。

(e) 目標奪取時に継続的な火力支援を提供するための小隊の展開。

(4) 弾薬補給。

(5) 通信と連絡。

標準

中隊長は、中隊本部の偵察要員の支援を受け、連隊の行動区域を偵察すべきである。この偵察中に、砲兵中隊の各小隊の概要配置と任務が決定されるべきである。

中隊長は、自身の偵察と補助者の報告に基づいて、連隊長が定めた時間と場所で中隊を展開するための勧告を提出すべきである。

中隊長の攻撃命令は、各小隊に明確な任務を割り当てるべきである。前線大隊を支援する小隊には、任務型命令が割り当てられる場合がある。

小隊長は、それぞれの行動区域を偵察し、小隊または班の主要、代替、および（必要に応じて）補充陣地を選定すべきである。観測所と小隊車両の配置場所も選定されるべきである。

各小隊長の命令は明確かつ簡潔であるべきであり、小隊または各班に射撃陣地、射撃区域、および明確な任務を割り当てるべきである。

各小隊は、小隊軍曹の指揮下で集結区域から割り当てられた陣地地域へ移動すべきである。射撃陣地は迅速に占領され、車両は近くの分散した隠蔽された位置に配置されるべきである。

攻撃が前進し、前方への展開が必要となった場合、小隊長は部下に対し暫定的な指示を出し、自らの部隊に先行して経路、陣地、および観測所を偵察するか、または偵察将校（または中隊指揮班の偵察分隊の他の要員）と会合し、自身の陣地を指示してもらうべきである。

任務型命令下で行動する小隊は、現在占領している陣地から任務を達成できなくなった後、実行可能な限り早期に展開すべきである。このような展開は、小隊長の主導で行われる場合がある。ただし、中隊長はこれを指示することができる。

f. 再編成と攻撃の続行

概要

連隊の再編成と攻撃の続行中に砲兵中隊が関与する問題を扱う。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

(1) 連隊の再編成を保護するための射撃陣地の選定と占領。

(2) 中隊の再編成。

(3) 攻撃再開時に連隊を保護するための偵察、命令、および射撃陣地の占領。

(4) 弾薬補給。

(5) 通信。

標準

中隊長は、連隊の再編成を保護するため、直ちに各小隊を配置すべきである。

中隊長は、指揮班および小隊長間の死傷者を補充し、小隊間の戦力調整を必要に応じて行い、弾薬が迅速に補充されることを確実にすべきである。小隊長は、小隊の必要な再編成を指揮し、死傷した指揮官または主要要員を補充し、必要に応じて班間で人員を移動させることにより、班の戦力を均等化すべきである。

中隊長は、再編成中の連隊を保護し、攻撃再開時に支援するための新たな射撃陣地地域の早期偵察を開始すべきである。連隊長の承認を得た後、彼は必要な命令を発令し、連隊への継続的な保護を維持するように後続陣地への展開が行われることを確実にすべきである。彼は攻撃続行中の弾薬補給に必要な手配をすべき

である。彼は無線電話およびその他の利用可能な手段により、各小隊との通信を維持すべきである。

小隊長は、割り当てられた任務を遂行するため、直ちに自身の班を展開すべきである。彼らは、攻撃再開時に攻撃梯隊を支援するための新たな射撃陣地の早期偵察を開始し、適切な命令を発令すべきである。後続陣地への展開は、中隊長の指示に従って行われる。小隊長は、射撃任務遂行のために十分な量の弾薬が榴弾砲陣地で利用可能であることを確認する責任を負う。

g. 日中における連隊戦闘陣地の占領

概要

より大規模な部隊の一部である連隊が、日中に戦闘陣地の連隊区域を占領する際の砲兵中隊の関与に関する問題である。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

(1) 中隊長の偵察および戦闘陣地の連隊区域の占領と防御における砲兵中隊の運用に関する彼の勧告。運用には、支援砲兵との連携、戦闘前哨陣地への支援、および逆襲への支援を含む。

(2) 中隊長による命令の発令。

(3) 小隊長による偵察および命令の発令。

(4) 射撃陣地の準備と占領。

(5) 対空・対機械化警戒システムの確立。

(6) 射撃データとオーバーレイの準備。

(7) 通信網の設置。

(8) 弾薬補給および小隊・班車両の配置。

標準

連隊戦闘陣地の連隊区域の偵察後、単独で、または連隊長の指示により連隊長と同行して、砲兵将校と協議の上、中隊長は連隊長に対し、戦闘陣地、戦闘前哨、およびそこからの後退の支援、ならびに逆襲の支援における砲兵中隊の運用に関する勧告を提出すべきである。

中隊長は、小隊長が割り当てられた陣地地域を偵察し、命令を発令し、配置を決定し、射撃陣地を準備・占領できるよう、明確かつ簡潔な命令を、しばしば断片的な形式で、適時に発令すべきである。

小隊長は、小隊の前方移動を開始し、陣地地域の迅速な偵察を行い、命令を発令し、射撃陣地の準備と占領作業を開始すべきである。砲座、個人壕、および弾薬壕は掘削し、偽装すべきである。

利用可能な通信手段を適切に活用し、対空・対機械化警戒のいかなる警告も、中隊の全要素に迅速に伝達されることを確実にすべきである。

小隊長は直ちに射撃データの準備を開始すべきである。彼らは、時間が許す限り速やかにこのデータを確認すべきである。小隊長はまた、自身の小隊用のオーバーレイを準備すべきである。これらのオーバーレイは、中隊の射撃計画を示すために中隊長によって統合されるべきである。

中隊長は、3個小隊を中隊指揮所および観測所と接続する通信網を確立すべきである。彼は連隊長および砲兵指揮官との連絡を維持すべきである。

中隊長は中隊弾薬補給所を選定し確立し、その運用要員を配置すべきである。所定量の弾薬が陣地に配送された後、小隊弾薬車両は連隊の指揮下に解放される

べきである。班の牽引車は陣地地域の近くに留まり、隠蔽および偽装されるべきである。

h. 夜間における連隊戦闘陣地の占領

概要

より大規模な部隊の一部である連隊が、夜間に戦闘陣地の連隊区域を占領する際の砲兵中隊の関与に関する問題である。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

(1) 中隊長による日中偵察と、戦闘陣地の連隊区域の占領および防御において、砲兵火力計画と連携した砲兵中隊の運用に関する彼の勧告。これらすべては夜間に行われる。

(2) 中隊長による、夜間になる前、および敵との接触が差し迫る前に発令される命令。

(3) 小隊長による日中偵察および射撃データの準備。

(4) 小隊長の命令。班長による日中偵察。夜間の迅速な識別のため、経路、主要、補充、および代替陣地の標識設置。

(5) 夜間における陣地への移動、準備、および占領。

(6) 対空・対機械化警戒システムの確立。

(7) 局地攻撃に対する警戒。

(8) 通信網の設置。

(9) 弾薬補給および小隊・班車両の配置。

(10) 日中の攻撃に備える態勢。

標準

中隊長は、連隊戦闘陣地の連隊区域を、単独で、または連隊長の指示に従って連隊長と同行し、徹底的な日中偵察を行うべきである。この偵察を支援するため、彼は自身の指揮班の要員を用いるべきである。また、彼は砲兵指揮官とも協議する。偵察完了後、彼は前項の指示に概説されている勧告を提出すべきである。

中隊長は、連隊命令発令後、実行可能な限り早期に、明確かつ簡潔な命令を小隊長に発令すべきである。小隊長に日中偵察やその他の必要な準備の時間を確保するため、命令は必要に応じて断片的な形式であるべきである。

小隊長は、割り当てられた陣地地域を偵察し、射撃陣地と観測所を選定すべきである。彼らは、班長が偵察を行い、占領すべき正確な陣地をマーキングできるよう、適時に命令を発令すべきである。必要な射撃データは日中に準備すべきである。

すべての経路と射撃陣地はマーキングされ、案内要員は暗くなる前にこれらを熟知すべきである。

陣地への移動、準備、および占領は、静粛に、無灯火で、かつ連隊長が定めたその他の秘密保持措置に厳密に従って実施すべきである。すべての陣地は混乱なく、時間的な損失なく到達されるべきである。観測所、砲座、弾薬壕、および個人壕の作業は、利用可能な時間内で陣地の最大開発を達成できるよう組織されるべきである。対空・対機械化警告をすべての部隊要素に迅速に伝達するため、利用可能な通信手段を適切に活用すべきである。

敵部隊による局地攻撃から武器、車両、および設備を警戒するための計画を立てるべきである。

3個小隊を中隊指揮所および観測所と接続する通信網が設置されるべきである。無線封鎖が指示されている場合は、それが徹底されるべきである。連隊長および砲兵指揮官との通信は維持されるべきである。

弾薬補給と小隊および班車両の配置に関する規定は、前項の指示で定められたものと同様であるべきである。

中隊長は、個人的な点検により、自身の命令の実行を監督し、中隊のすべての部隊要素が日中の攻撃に備える準備ができていることを確実にすべきである。

i. 防御の実施

概要

連隊が戦闘陣地の内部区域を防御する際に、砲兵中隊が防御を行う場合の問題である。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

- (1) 航空攻撃中の行動。
- (2) 砲兵砲撃中の行動。
- (3) 戦車攻撃に対する行動。
- (4) 歩兵による攻撃に対する行動。
- (5) 阻止線の防御における行動。
- (6) 以下の部隊による逆襲支援における行動。
 - (a) 前線大隊。
 - (b) 連隊予備。

標準

各砲兵中隊は、自己の警戒を主に受動的な対空手段に頼るべきである。敵航空機による探知と攻撃を防ぐため、隠蔽と偽装を広範に用いるべきである。砲兵中隊が実際に航空機から攻撃を受けた場合、利用可能なすべての小口径火器による制圧射撃で敵航空機に應對すべきである。

砲兵砲撃中、要員は退避すべきであるが、敵砲兵射撃の停止と同時に活動を再開する準備をすべきである。

敵の戦車攻撃中、砲兵中隊は、前進する戦車を支援するあらゆる兵器を破壊または無力化するために使用すべきである。戦車が無力化されたり一時的に停止したりした場合、あるいは榴弾砲陣地を突破する恐れがある場合、それらは砲兵中隊の適切な目標となる。射撃陣地の対機械化防御は、ライフルグレネードや対戦車ロケットの使用によって補完されるべきである。

歩兵部隊による防御陣地への攻撃中、砲兵中隊は、他の支援兵器によって効果的に交戦されていない機会目標と交戦すべきである。また、事前に決定された地点について準備されたデータに基づき、要請に応じて集中射撃を行う準備もすべきである。

敵が接近し、阻止線を突破する恐れがある場合、砲兵中隊は、81mm迫撃砲および支援砲兵の準備された近接防御射撃に存在する、または発生する可能性のあるあらゆる隙間に集中射撃を行う準備をすべきである。

少なくとも1個小隊は、大隊の予備中隊による逆襲を支援すべきであり、全3個小隊は、連隊の予備大隊による逆襲を支援すべきである。

j. 夜間後退

概要

より大規模な部隊の内部連隊が、防御陣地から数マイル後方の新しい防御陣地へ夜間に後退する際、砲兵中隊が関与する問題である。

連隊の警戒命令は、中隊の集結区域の位置を規定している。後退中、1個砲兵中隊小隊は、掩護部隊として行動する大隊に配属される。他の2個小隊は、後退する大隊に配属される。各小隊は、中隊集結区域付近に到達した時点で中隊の指揮下に戻るものとする。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

- (1) 後退経路、中隊集結区域、および後方防御陣地内の陣地区域の日中偵察。
- (2) 後方防御陣地における連隊支援のための、中隊長による中隊運用に関する勧告。
- (3) 中隊命令の発令。
- (4) 掩護部隊に配属された部隊を除く、中隊による後退の実行。
- (5) 掩護部隊に配属された砲兵中隊部隊による後退の実行。
- (6) 中隊長による指揮の再開。
- (7) 夜明け前の後方陣地地域における射撃陣地の準備と占領。

標準

連隊の警戒命令を受領後、中隊長は直ちに偵察将校およびその他の選抜された要員を派遣し、後退経路、中隊集結区域、および後方防御陣地内の陣地区域を偵察させるべきである。小隊長もまた、中隊集結区域への経路を偵察させるために要員を派遣すべきである。中隊長と小隊長は防御戦闘中、各自の部隊内に留まらなければならないため、後方偵察は委任されるべきである。

中隊長は、偵察要員からの報告を待たずに、地図研究または地形への精通の結果として、後方防御陣地における中隊の運用について暫定的な勧告を行う準備をすべきである。

中隊長の命令は、夜間後退のための日中偵察を可能にする十分な時間をもって発令されるべきである。

後退のために大隊に配属された中隊の部隊は、当該大隊の指揮官の指示に従って後退すべきである。掩護部隊に配属された中隊の部隊は、当該部隊の指揮官の指示に従って後退すべきである。

中隊長は、中隊集結区域において、中隊の全要素の指揮を再確立すべきである。

後方へのさらなる移動は、連隊長の指示に従って実行されるべきである。後方地域では、中隊は偵察要員によって迎えられ、事前に偵察され標識された陣地区域に誘導されるべきである。偵察将校によって選定された射撃陣地は、中隊長の承認のために彼に示される。

射撃陣地は、夜間の戦闘陣地占領に関する指示に規定されているとおりに準備および占領されるべきである。

中隊の全要素に対する弾薬の補充は手配されるべきである。

k. 日中後退

概要

内部連隊による日中の後退における砲兵中隊の関与に関する問題である。

戦闘陣地全体が激しい敵の圧力を受けており、予備大隊による逆襲は失敗に終わっている。連隊は、連隊掩護部隊の保護下で、数マイル後方の新しい防御陣地へ後退するよう命令されている。1個大隊が連隊掩護部隊に指定され、2個砲兵中隊小隊がそれに配属されている。3番目の砲兵中隊小隊は、後退中、後退前に支援していた大隊に配属されている。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

(1) 後退区域、統制線、および新しい防御陣地の連隊区域内の陣地区域の偵察。

(2) 後退部隊の部隊（大隊）に配属された砲兵中隊部隊による後退の実行。

(3) 連隊掩護部隊に配属された砲兵中隊部隊による後退の実行。

(4) 新しい射撃陣地の準備と占領。

(5) 弾薬補給。

標準

後退に先立ち、後退区域、統制線、および新しい防御陣地の連隊区域内の陣地区域の偵察を行うべきである。中隊長と小隊長は防御戦闘中、各自の部隊に留まらなければならないため、この偵察は委任すべきである。

掩護部隊に配属された砲兵中隊小隊は、当該部隊の指揮官の指示に従って後退すべきである。後退中、彼らは常に戦闘準備を整えておくべきである。後退時には、有利な中間射撃陣地を占領し、最大限に効果的な射撃で敵の前進を遅らせ、障害物や破壊活動を掩護すべきである。榴弾砲が近接交戦状態になる前に、さらなる後退を開始すべきである。

第三砲兵中隊小隊は、配属されている大隊の指揮官の指示に従って後退する。

新しい防御陣地に到着すると、すべての砲兵中隊部隊は中隊の指揮下に戻るべきである。彼らは偵察分隊によって選定された新しい陣地区域で迎えられ、誘導されるべきである。射撃陣地は遅滞なく準備し、占領すべきである。

掩護部隊に配属された砲兵中隊小隊には、十分な弾薬の供給を確保すべきである。他の部隊からの余剰弾薬は、これらの小隊に移管すべきである。後退する小隊が後方陣地に到達した際に使用できるよう、推定される必要量に十分な弾薬を後方陣地に配置すべきである。

1. 遅滞行動

概要

増強歩兵連隊の砲兵中隊が連続する陣地で遅滞行動に従事する問題である。この状況は、連隊がより大規模な部隊の概要掩護部隊として独立した遅滞行動を実施し、敵が接触する約1時間前に最初の遅滞陣地に到着する必要があるものとして設定される。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

(1) 中隊長による偵察と、最初の遅滞陣地における中隊の運用に関する彼の勧告。

(2) 隠蔽された後退経路と中間遅滞陣地の偵察。

(3) 最初の遅滞陣地、および中間・連続する遅滞陣地における、ライフル兵に保護された砲兵中隊部隊の運用。

(4) 弾薬補給。

標準

中隊長は、迅速な偵察を行い、砲兵中隊の運用計画を連隊長に提出すべきである。

この計画では、砲兵中隊部隊（小隊または班）を、指定されたライフル部隊に配属することを規定すべきである。長距離射撃の可能性を提供する主要な陣地区域と、側面を保護する補助的な陣地区域、および隠蔽された後退経路を選定すべきである。

中隊および小隊の双方の偵察要員は、後退経路および中間遅滞陣地の早期偵察を開始すべきである。

連隊の下位部隊に配属された中隊の部隊は、それらの部隊の指揮官の指示に従って行動すべきである。彼らは最大有効射程で射撃を開始すべきである。

連続する射撃陣地への後退において、ライフル兵に保護された砲兵中隊の兵器は、敵の前進を遅らせ、障害物や破壊活動を掩護するために、有利な中間射撃陣地に残されるべきである。彼らは、近接交戦状態になる前に後退を開始すべきである。射撃陣地間の移動中、砲兵中隊部隊は常に戦闘準備を整えておくべきである。

弾薬は機動性を保つべきである。推定される必要量のみを射撃陣地に配置すべきである。再補給が必要な場合、小隊軍曹は弾薬の再補給を監督すべきである。小隊弾薬トラックは班への補充を行うために使用し、班長にはその位置を通知すべきである。

m. 森林での攻撃

概要

内部連隊の砲兵中隊が森林で攻撃を行う場合の問題である。攻撃梯隊には2個大隊が投入される。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

(1) 攻撃の初期段階における砲兵中隊の配置と運用に関する偵察と勧告。

(2) 射撃陣地の選定と占領。

(3) 森林を通過する攻撃中の前方偵察。

(4) 前方陣地への展開。

標準

中隊長は、偵察要員の支援を受け、行動区域を偵察し、攻撃の初期段階における中隊部隊の配置と運用に関する勧告を提出すべきである。指揮の困難さによっては、砲兵中隊部隊は指定されたライフル部隊の支援下に置かれるか、または配属される場合がある。

射線が遮られない、あるいは林間や道路、小道に沿って射撃が可能な射撃陣地を選定し、占領すべきである。観測員は樹上に配置してもよい。無線電話（利用可能な場合）を装備した前方観測員は、先頭のライフル部隊と共に移動してもよい。中隊長は、移動中および射撃陣地占領中の双方において、必要な局地的な警戒をライフル部隊に要請すべきである。

攻撃の進行中、砲兵中隊部隊の新しい射撃陣地を選定するため、選抜された要員による前方偵察を継続すべきである。

再編成と林からの脱出を掩護するための射撃陣地は、射撃陣地の要件が許す限り林の奥深くにあるべきである。部隊は、林外の新しい射撃陣地が利用可能になり次第、そこへの迅速な展開に備えるべきである。

n. 町への攻撃

概要

連隊の行動区域の大部分にわたって広がるかなりの規模の町への攻撃において、連隊の砲兵中隊が関与する問題である。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

(1) 町の手前側への攻撃における砲兵中隊の運用に関する偵察と勧告。

(2) 初期射撃陣地の占領と、町の手前側の郊外に配置された敵兵器に対する射撃の実行。

(3) 町を通過する前進中の攻撃の実施。

(4) 町からの攻撃梯隊の離脱を支援し、逆襲に対する連隊の側面を保護するための陣地の偵察と選定。

標準

中隊長は、偵察要員の支援を受け、行動区域を偵察し、攻撃の初期およびその後の段階における砲兵中隊の運用に関する勧告を提出すべきである。各小隊は攻撃梯隊の大隊に配属されるか、または任務型命令の発令を通じて小隊長に最大限の指揮権が委譲されるべきである。

初期の射撃陣地は、いかなる攻撃状況においても占領されるべきである。攻撃の初期段階では、砲兵中隊部隊は、町の市街地端、区域内の敵防御の事前決定された要点、および機会目標に対する射撃により、攻撃梯隊を密接に支援すべきである。

初期射撃の解除後、砲兵中隊部隊は、攻撃梯隊に密接な支援を提供するため、迅速に展開する準備をすべきである。

町を通過する前進中、砲兵中隊部隊は、設置された敵兵器や強力に要塞化された建物に対し、直接射撃を用いて強力な火力支援を提供すべきである。榴弾砲は、建物、脇道、および瓦礫によって提供される遮蔽を利用すべきである。射界と観測は、通り沿いや公園や広場などの開けた場所を通じて確保すべきである。移動中および射撃陣地占領中の双方において、ライフル部隊によって局地的な警戒が提供されるべきである。

偵察要員は攻撃梯隊に密接に追従し、町からの出口を掩護し、逆襲に対する連隊の側面を保護するための射撃が可能な陣地を選定すべきである。

o. 町の防御

概要

これ以上前進できない連隊が占領した町の防御において、砲兵中隊が関与する問題である。戦車の支援を受けた敵の逆襲が予想される。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

(1) 町の防御において連隊を支援するための、中隊長によるさらなる偵察と勧告。

(2) 小隊長への時宜を得た命令。小隊長から班長への命令。

(3) 割り当てられた射撃任務を達成できる射撃陣地へ迅速に移動できる隠蔽陣地の占領。射撃データの準備。

(4) 弾薬補給。

(5) 通信と連絡。

(6) 防御の実施における射撃の実行。

標準

中隊長の偵察は迅速かつ徹底的であるべきである。中隊の運用に関する勧告には、1つまたは複数の小隊をライフル大隊に配属することが含まれる場合がある。中隊の指揮下に置かれた小隊の射撃計画は、準備された射撃を支援兵器の射撃と連携させることを規定すべきである。

中隊長が中隊の指揮下に留めた小隊の長に対する命令は、詳細かつ完全であるべきだが、断片的な形式で発令してもよい。命令は、大隊や支援砲兵の射撃によって掩護されていない、町への接近路となりうる場所を掩護できる射撃陣地の選定を指示すべきである。また、幹線道路や町内の要点を掩護する射界を提供する陣地や、町の側面や後方からの接近路を掩護する補助陣地を選定すべきである。牽引車は、榴弾砲近くの隠蔽された陣地に待機させ、陣地間の経路は偵察し、整備すべきである。

小隊長から班長への命令は、明確かつ簡潔であるべきであり、準備された防御射撃の実施、敵戦車を含む機会目標との交戦、および兵器と車両の近接防御に関する指示を含むべきである。

中隊長および小隊長は、遮蔽と隠蔽が適切に利用されていることを確認するため、陣地の準備と占領を監督すべきである。

弾薬は射撃陣地に配置し、必要になり次第補充すべきである。通りが封鎖されている場合は、弾薬の手運びの手配もすべきである。

中隊長は、中隊の全要素との通信を確保すべきである。小隊長は、小隊内の通信を確保すべきである。砲兵中隊と支援歩兵部隊間の連絡は、小隊および中隊指揮班要員によって確立され、維持されるべきである。

観測員および部隊長は、火力統制において最大限の主導権を発揮し、敵の支援兵器に対し迅速に射撃を行うべきである。彼らは、他の支援兵器の近接防御射撃を補完するために、要請に応じて集中射撃を行う準備をすべきである。敵が町への侵入に成功した場合、榴弾砲は、建物の開口部や瓦礫の山から射撃する敵の支援兵器に対し、直接射撃を行うべきである。そのような任務の完了後、榴弾砲は隠蔽陣地または別の射撃陣地に移動する。

また、側面にも特に注意を払い、敵が町を包囲または迂回しようとする試みを阻止すべきである。

p. 河川線への攻撃

概要

内部連隊の砲兵中隊が夜明けに河川線へ攻撃を行う場合の問題である。河川の対岸は敵に強力に保持されている。すべての準備は前日の日中に完了する。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

(1) 中隊長による偵察と、中隊の運用に関する彼の勧告を含む初期準備。

- (2) 中隊長の命令。
- (3) 選定された陣地への移動と占領。
- (4) 攻撃中の支援射撃の実施。
- (5) 河川を越えての展開。
- (6) 弾薬補給。

標準

中隊長は、偵察要員と全小隊長を伴い、詳細な日中偵察を行うべきである。この偵察には、すべての主要な渡河地点を掩護できる陣地区域の選定、初期渡河を支援する各小隊の目標地域の決定、有利な観測所の選定、筏による渡河を必要とする小隊の渡河地点の選定、河川兩岸の集結区域の選定、および後方地域から最終集結区域または陣地区域への経路の偵察と標識設置が含まれるべきである。その後、中隊長は連隊長に対し、中隊の運用に関する勧告を提出すべきである。連隊の広範な渡河正面は、しばしば中隊長による効果的な指揮を妨げる。この場合、小隊には任務型命令が発令されるか、先頭大隊に配属されることがある。少なくとも1個小隊は、渡河全体を通じて連隊全体を支援するよう配置すべきである。

連隊命令受領後、中隊長は詳細な攻撃命令を発令すべきである。彼は、必要な準備がすべて完了していることを確認するため、点検を行うべきである。

榴弾砲は攻撃時刻の直前に射撃陣地へ移動すべきであるが、攻撃が発覚するまで射撃してはならず、その場合も適切な目標に対してのみ射撃すべきである。完全な秘密保持と掩護すべき広範な正面の必要性により、通常、榴弾砲は当初、間接照準で射撃される必要がある。

攻撃中、砲兵中隊部隊は、河川を渡る友軍部隊に射撃している敵の重火器と交戦する準備をすべきである。

偵察部隊は攻撃梯隊に密接に追従して渡河すべきである。榴弾砲は、小隊が先頭大隊を支援しているか配属されているかにかかわらず、攻撃梯隊が最初の目標を奪取し次第、河川を渡って輸送されるべきである。砲兵中隊部隊は、常に1門以上の榴弾砲が前進を掩護できるよう、小隊または班****梯隊で渡河すべきである。連隊全体を支援する小隊は、最後に渡河すべきである。

砲兵中隊部隊は、第二目標への前進中、前進する歩兵部隊に密接な支援を提供するべきである。歩兵部隊に配属されている場合は、第二目標が奪取されるまで配属状態を維持すべきである。

榴弾砲は、牽引車に満載の有機弾薬を搭載すべきである。早期の補給のための準備を行うべきである。

r. 要塞化陣地への攻撃

概要

要塞化された陣地への攻撃における砲兵中隊の関与に関する問題である。中隊長は敵の配置と設備、および支援砲兵の火力計画について知らされている。大縮尺の空中写真地図が利用可能である。

以下の事柄を要求するよう状況を設定する。

- (1) 中隊長による偵察と、砲兵中隊の運用に関する勧告。
- (2) 中隊長の命令。

(3) 射撃陣地の占領と、指定された目標に対する初期射撃の実行。

- (4) 通信と連絡。

標準

中隊長は、入手可能な航空写真地図を注意深く研究・解釈し、徹底的な地上偵察を行うべきである。彼の勧告には、連隊内の他の支援火器および支援砲兵との榴弾砲射撃の連携を含めるべきである。1個以上の小隊は、密接な支援を提供するか、突撃大隊に配属される場合がある。

小隊長への命令は明確かつ詳細であるべきである。突撃大隊を密接に支援する小隊には、明確な任務が割り当てられるべきである。命令は、小隊長が初期射撃陣地の選定と占領に先立ち、偵察を行えるよう、時間的余裕をもって発令されるべきである。

小隊長は、各班に特定の初期任務を割り当て、小隊の射撃を最大限に統制できるようにすべきである。初期射撃陣地は、陣地の準備と占領中に発見されるのを防ぐため、最も近い敵陣地から十分な距離を置くべきである。

射撃陣地への移動は、暗闇、煙幕、霧、または砲兵射撃の掩護下で行われるべきであり、可能であれば、陣地は占領前に準備されるべきである。

直接射撃は、具体的に指定された防御陣地に対して使用されるべきであり、攻撃中の歩兵が榴弾砲が射撃している目標を突撃する準備ができた時点で直ちに停止されるべきである。榴弾砲は、必要に応じて、また状況が許す限り、前方に展開すべきである。

効果的な連携と、信号または要請による迅速な射撃開始または停止を確実にするため、すべての通信手段を使用すべきである。砲兵中隊の指揮官は、攻撃の成功を危うくする予期せぬ目標と交戦する準備を常にしておくべきである。